

(仮称) 大田区環境アクションプラン
(素案)

(包含計画)

大田区地球温暖化対策実行計画（区域施策編）
大田区生物多様性地域戦略
大田区気候変動適応方針

令和 3 年 12 月

大田区

大田区環境アクションプラン 目次

第1章 大田区環境アクションプランの策定にあたって	1
1 世界の動向	2
2 国の動向	4
3 東京都の動向	6
4 大田区の動向	7
第2章 計画の基本事項	8
1 計画の目的	9
2 見直しの視点	9
（1）新たな環境課題への対応	9
ア 脱炭素社会への対応	9
イ プラスチックの資源循環の促進	9
ウ 食品ロスの削減	9
エ ウィズコロナ、アフターコロナを踏まえた事業展開	9
（2）SDGsの推進	10
（3）気候変動への適応	10
3 計画の対象地域	10
4 対象とする環境の範囲	11
5 計画の期間	11
6 計画の位置づけ	12
第3章 将来の環境像と基本目標	13
1 大田区が目指す環境像	14
2 5つの基本目標	15
3 目標を踏まえた今回の計画	16
4 各主体の基本的な役割	17
第4章 基本目標実現のための取組	18
基本目標A 環境課題の解決に向けたパートナーシップの推進	21
基本目標B 気候変動緩和策の推進	27
基本目標C 自然共生社会の構築	38
基本目標D 快適で安全な暮らしの実現	47
基本目標E 循環型社会の構築	51

第5章 大田区気候変動適応方針	56
1 大田区気候変動適応方針の基本事項	57
(1) 策定の趣旨	57
(2) 方針の位置付け	57
(3) 大田区の地域特性	57
2 気候の状況と将来予測	57
(1) これまでの気候の状況	57
(2) 将来予測	62
3 適応方針の基本的な考え方	66
4 大田区における気候変動適応策	66
(1) 「自然災害・沿岸域」分野における適応策	67
(2) 「健康」分野における適応策	67
(3) 「国民生活・都市生活」分野における適応策	68
第6章 計画の進行管理	69
1 計画の推進体制	70
2 計画の進行管理	71
参考資料	72
資料1 大田区環境基本条例	73
資料2 計画の作成体制・経過	76
資料3 用語解説	78

第1章

大田区環境アクションプランの 策定にあたって

第1章 大田区環境アクションプランの策定にあたって

1 世界の動向

私たちの生活は豊かで便利になった一方で、経済成長に伴う都市化や行動様式の変化が環境に大きな影響を与えるようになり、大気汚染、水質汚濁、自然環境の喪失など、地域における様々な環境問題を引き起こしています。また、人為起源の二酸化炭素の排出増加に伴う地球温暖化が進行しており、私たちに身近なところで既に影響が現れているほか、廃棄物の海洋への流出など、環境を取り巻く社会情勢は多様化・複雑化しています。

このような状況を踏まえ、平成27年（2015年）9月、国連総会において、環境、経済及び社会に関する広域な課題へ統合的に取り組む「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、その中で2030年までの達成すべき国際目標として「持続可能な開発目標*（SDGs : Sustainable Development Goals）」が設定されました。SDGsは「私たちの世界を変革する」、「誰一人取り残さない」をキーワードに、エネルギー問題や、気候変動対策、生物多様性*の保全等を含む17のゴールと169のターゲットを掲げています。

気候変動に関する動向としては、平成27年（2015年）12月にフランスのパリで開催された「国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）」において「パリ協定*」が採択され、「世界の平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保ち、1.5℃に抑える努力を追求する」ことが目標として掲げられました。平成30年10月には、国連の「気候変動に関する政府間パネル（IPCC）*」が「1.5℃特別報告書*」を公表し、世界平均気温は約1.0℃上昇しており、このままでは2030年までにパリ協定*の目標である1.5℃以上の気温上昇に到達する恐れがあると世界に警鐘を鳴らしています。

令和2年（2020年）にはパリ協定*の実施段階に入り、各国が温室効果ガス排出量の削減目標を5年ごとに提出、更新するとともに評価を受けることとなっています。また、令和3年（2021年）10～11月に英国のグラスゴーで開催された「国連気候変動枠組条約第26回締約国会議（COP26）」において、「産業革命前からの気温上昇を1.5℃に抑える努力を追求する」ことや「石炭火力の段階的な削減」「途上国への支援」などについて合意がなされ、各国の温室効果ガス排出量削減に向けた取組が加速しています。

生物多様性*に関する動向としては、平成22年（2010年）10月に愛知県名古屋市で開催された生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）において20項目の目標（愛知目標）が合意され、人類が自然と共生する世界を2050年までに実現することを目指すとされました。令和3年（2021年）9月に国連の条約事務局が公表した「地球規模生物多様性概況第5版（GBO5 : Global Biodiversity Outlook5）」によると、20項目に対して完全に達成した項目はゼロとなり、各項目を細分化した60の要素で見ると、達成された項目は7項目に留まっているとされました。

同年10月には新型コロナウイルス感染症の影響により延期となっていたCOP15が中国で開幕し、令和4年（2022年）4月から5月にかけて「愛知目標」に続く新たな国際目標の採択を目指しています。

資源循環に関する動向としては、海洋生物の体内からマイクロプラスチックが発見されるなどの被害が報告されており、プラスチックごみによる海洋汚染が深刻な課題となっています。令和元年（2019年）6月には、G20*大阪サミットにおいて、世界共通の目標として、2050年までに海洋プラスチック*ごみによる追加的な汚染をゼロにまで削減することを目指す、「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン*」が共有されました。また、G20*エネルギー・環境閣僚会合では、その実現に向けて行動計画の進捗状況を定期的に報告・共有する「G20*海洋プラスチックごみ対策実施枠組」が合意されています。

また、先進国を中心に発生している食品ロスについても課題となっています。ヨーロッパ諸国では、廃棄処分対象となった食品のみを扱ったスーパーマーケットや廃棄予定の食品を活用したレストランが開かれるなど、世界でも食品ロス削減に向けた取組が進められています。

＜世界の動向＞

策定・施行年月等	計画・施策等
平成27（2015）年9月	「持続可能な開発目標*（SDGs）」の採択
平成27（2015）年12月	「パリ協定*」の採択
平成30（2018）年10月	IPCCによる「1.5℃特別報告書*」の発表
令和元（2019）年6月	「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン*」の共有
令和2（2020）年1月～	「パリ協定*」の運用開始

令和元年（2019年）12月に中国で初めて確認された新型コロナウイルス感染症は、全世界で感染が拡大し、WHO（世界保健機関）が令和2年（2020年）3月にパンデミック（世界的大流行）を宣言しました。感染症の拡大は不要不急の外出の自粛や大規模イベントの中止など、社会全体に大きな影響を及ぼすとともに、テレワークやデジタル化の普及など、「新しい生活様式」への転換が求められています。

2 国の動向

政府は、平成 30 年（2018 年）4 月に「第五次環境基本計画」を閣議決定し、環境・経済・社会の課題を踏まえ、複数の課題の統合的な解決という SDGs の考え方も活用した「地域循環共生圏*」を提唱しました。

また、複合的な環境課題の解決に向け、特定の環境施策が複数の異なる経済・社会的課題をも統合的に解決することを目指す、分野横断的な 6 つの重点戦略を設定しました。



資料：「第 5 次環境基本計画の概要」（環境省）

6 つの重点戦略

<p>①持続可能な生産と消費を実現する グリーンな経済システムの構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ESG 投資、グリーンボンド等の普及・拡大 ○ 税制全体のグリーン化の推進 ○ サーバライジング、シェアリング・エコノミー ○ 再エネ水素、水素サプライチェーン ○ 都市鉱山の活用 等 <p>洋上風力発電施設 (H28環境白書より)</p>	<p>②国土のストックとしての価値の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 気候変動への適応も含めた強靱な社会づくり ○ 生態系を活用した防災・減災（Eco-DRR） ○ 森林環境税の活用も含めた森林整備・保全 ○ コンパクトシティ・小さな拠点＋再エネ・省エネ ○ マイクロプラを含めた海洋ごみ対策 等 <p>土砂崩壊防護保安林 (環境省HPより)</p>
<p>③地域資源を活用した持続可能な地域づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域における「人づくり」 ○ 地域における環境金融の拡大 ○ 地域資源・エネルギーを活かした収支改善 ○ 国立公園を軸とした地方創生 ○ 都市も関与した森・里・川・海の保全再生・利用 ○ 都市と農山漁村の共生・対流 等 <p>バイオマス発電所 (H29環境白書より)</p>	<p>④健康で心豊かな暮らしの実現</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 持続可能な消費行動への転換（倫理的消費、COOL CHOICE など） ○ 食品ロスの削減、廃棄物の適正処理の推進 ○ 低炭素で健康な住まいの普及 ○ テレワークなど働き方改革＋CO2・資源の削減 ○ 地方移住・二地域居住の推進＋森・里・川・海管理 ○ 良好な生活環境の保全 等 <p>森里川海のつながり (環境省HPより)</p>
<p>⑤持続可能性を支える技術の開発・普及</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 福島イノベーション・コースト構想→脱炭素化を牽引（再エネ由来水素、浮体式洋上風力等） ○ 自動運転、ドローン等の活用による「物流革命」 ○ バイオマス由来の化成製品創出（セルロースナノファイバー等） ○ AI等の活用による生産最適化 等 <p>セルロースナノファイバー (H29環境白書より)</p>	<p>⑥国際貢献による我が国のリーダーシップの発揮と 戦略的パートナーシップの構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 環境インフラの輸出 ○ 適応プラットフォームを通じた適応支援 ○ 温室効果ガス観測技術衛星「いぶき」シリーズ ○ 「課題解決先進国」として海外における「持続可能な社会」の構築支援 等 <p>日中省エネ・環境フォーラム に出席した中川環境大臣</p>

資料：「第 5 次環境基本計画の概要」（環境省）

気候変動に関しては、令和 2 年（2020 年）10 月に「2050 年カーボンニュートラル*」の実現を目指すことを宣言するとともに、同年 12 月には、「2050 年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略*」を策定し、温暖化への対応を経済成長の制約やコストとするのではなく、経済と環境の好循環を作っていく産業政策として位置付けました。

令和 3 年（2021 年）4 月には、気候変動サミットにおいて、温室効果ガス排出量を 2030 年度までに 2013 年度比で 46%削減すること及び 50%の高みに向けて挑戦を続けることを表明しました。同年 6 月には、「地球温暖化対策の推進に関する法律（地球温暖化対策推進法）」を改正し、「2050 年までの脱炭素社会の実現」が基本理念として位置付けられるとともに、国・地方脱炭素実現会議において「地域脱炭素ロードマップ*」を策定し、脱炭素に向けた取組・投資やイノベーションの加速、地域の再生可能エネルギー*の活用、企業の脱炭素経営の促進を図ることなどが掲げられました。

同年 10 月に策定された「第 6 次エネルギー基本計画」では、2030 年の我が国の電源構成の割合のうち、再生可能エネルギー*（太陽光、風力、地熱、水力、バイオマス）を従来目標の 22～24%から新たに 36～38%へ引き上げるという見通しが示されました。併せて「地球温暖化対策計画」についても 5 年ぶりに見直しが行われ、2030 年度までの温室効果ガス排出量の削減目標を踏まえて、産業部門、業務その他部門、家庭部門、運輸部門、エネルギー転換部門などの各部門別の温室効果ガス排出量の削減目標の内訳を示すとともに、2030 年度までに 100 以上の「脱炭素先行地域」を創出することや、地域における再生可能エネルギー*の活用推進を求めるなどの具体的な取組の方向性や対策を示しています。

生物多様性*に関しては、平成 22 年（2010 年）に合意された「愛知目標」の達成に向けて、平成 24 年（2012 年）9 月に「生物多様性国家戦略 2012-2020」を策定しました。国家戦略では、生物多様性*の維持・回復と持続可能な利用を通じて我が国の生物多様性*の状態を現状以上に豊かなものとするとともに、生態系サービスを将来に渡って享受できる自然共生社会を実現する、とされています。

「生物多様性国家戦略 2012-2020」が掲げる 5 つの基本戦略

- (1) 生物多様性を社会に浸透させる
- (2) 地域における人と自然の関係を見直し・再構築する
- (3) 森・里・川・海のつながりを確保する
- (4) 地球規模の視野を持って行動する
- (5) 科学的基盤を強化し、政策に結びつける

なお、次期生物多様性国家戦略が策定されるまでの間は、「生物多様性国家戦略 2012-2020」が我が国の基本戦略とされています。

資源循環に関しては、令和元年（2019 年）5 月に「プラスチック資源循環戦略」を策定し、ワンウェイ（使い捨て）プラスチックを 2030 年までに累積 25%排出抑制することや 2030 年までに容器包装の 6 割をリユース・リサイクル等により有効活用することなどの目標を定めました。さらに、令和 3 年（2021 年）6 月に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」を公布し、ワンウェイプラスチックの使用の合理化やプラスチック廃棄物の分別収集、自主回収、再資源化などといった事項について基本的方針を定めています。

食品ロス*に関しては、農林水産省及び環境省が公表した平成 30 年度推計値によると、日本では本来であればまだ食べられる食品が 1 年間に約 600 万トン捨てられています。こうした状況を踏まえ、平成 30 年（2018 年）6 月に閣議決定された「第四次循環型社会形成推進基本計画」において、2030 年度までに家庭からの食品ロス*を 2000 年度比で半減する、という目標を定めました。さらに、令和元年（2019 年）5 月に食品ロス*の削減に関して、各主体の役割や、施策の基本となる事項を定めた「食品ロス*の削減の推進に関する法律（食品ロス削減推進法）」を公布しました。なお、令和 3 年 11 月に農林水産省及び環境省が公表した最新の食品ロスの発生量の推計値（令和元年度）は約 570 万トンとされています。

＜国の動向＞

策定・施行年月等	計画・施策等
平成 27 (2015) 年 4 月	「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」施行
平成 27 (2015) 年 7 月	「長期エネルギー需給見通し」策定
平成 28 (2016) 年 5 月	「地球温暖化対策計画」策定
平成 29 (2017) 年 4 月	「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」施行
平成 30 (2018) 年 4 月	「第五次環境基本計画」策定
平成 30 (2018) 年 6 月	「第四次循環型社会形成推進基本計画」策定
平成 30 (2018) 年 7 月	「第 5 次エネルギー基本計画」策定
平成 30 (2018) 年 11 月	「気候変動適応計画」策定
平成 30 (2018) 年 12 月	「気候変動適応法」施行
平成 31 (2019) 年 3 月	「水素・燃料電池戦略ロードマップ」策定
令和元 (2019) 年 5 月	「プラスチック資源循環戦略」策定
令和元 (2019) 年 5 月	「食品ロスの削減の推進に関する法律」公布
令和 2 (2020) 年 10 月	「2050 年カーボン・ニュートラル*社会の実現」を宣言
令和 3 (2021) 年 4 月	2030 年度までに温室効果ガス排出量 46%削減を表明
令和 3 (2021) 年 6 月	「地球温暖化対策の推進に関する法律」改正
	「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」公布
令和 3 (2021) 年 10 月	「第 6 次エネルギー基本計画」閣議決定
	「地球温暖化対策計画」閣議決定 (改定)
	「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のために実行すべき措置について定める計画 (政府実行計画)」閣議決定
	「気候変動適応計画」閣議決定 (改定)

3 東京都の動向

東京都は、令和元年 (2019 年) 5 月に U20 東京メイヤーズ・サミットで平均気温の上昇を 1.5℃に抑え 2050 年までに CO2 排出実質ゼロに貢献する「ゼロエミッション*東京」を実現することを宣言し、同年 12 月に「ゼロエミッション*東京戦略」を策定しました。併せて重点的対策が必要な 3 つの分野について、取組内容を記した「東京都気候変動適応方針」「プラスチック削減プログラム」「ZEV*普及プログラム」を策定しました。

その後、気候危機の状況が一層深刻化していることから、都内温室効果ガス排出量を 2030 年までに 50%削減 (2000 年比) すること、再生可能エネルギー*による電力利用割合を 50%程度まで高めることを令和 3 年 (2021 年) 1 月に表明するとともに、「ゼロエミッション*東京戦略 2020 Update & Report」を策定し、「脱炭素」へ向けて取組を進めています。

令和 3 年 (2021 年) 3 月には気候変動の緩和策と適応策を両輪で進めていくため、「ゼロエミッション*都庁行動計画」及び「東京都気候変動適応計画」を策定しました。併せて、「東

京都食品ロス削減推進計画」を策定し、事業者、消費者、行政等が緊密に連携を図り一丸となって食品ロス*削減に向けた取組を推進していくこととしています。

＜東京都の動向＞

策定・施行年月等	計画・施策等
平成 28 (2016) 年 3 月	「東京都環境基本計画」策定
令和元 (2019) 年 12 月	「ゼロエミッション東京戦略」策定
令和 3 (2021) 年 3 月	「ゼロエミッション都庁行動計画」策定
	「東京都気候変動適応計画」策定

4 大田区の動向

環境の施策を推進するため、大田区は平成 22 年 (2010 年) 3 月に「大田区環境基本条例」を制定、続いて平成 24 年 (2012 年) 3 月に区の環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、6 つの基本目標から成る「大田区環境基本計画」を策定し、公害防止対策、地球温暖化対策、自然環境の保全及び資源循環の促進等に加えて、産業分野や環境学習に関する施策を推進してきました。

平成 29 年 (2017 年) 3 月には、大田区環境基本計画の中間見直しを行い、国の「生物多様性国家戦略 2012-2020 (平成 24 年 (2012 年) 9 月閣議決定)」や「第三次循環型社会形成推進基本計画 (平成 25 年 (2013 年) 5 月閣議決定)」、「地球温暖化対策計画 (平成 28 年 (2016 年) 5 月)」を踏まえて「大田区環境基本計画 (後期) (以下、「後期計画」という)」を策定しました。

後期計画は 6 つの基本目標を継承した上で、社会情勢の変化や区の関連計画との整合性を図るとともに、区民等、事業者、区が一体となって取り組むための「環境マインドの拡大」、災害時の危機管理対策などへの取組のための「快適で安全な暮らしの実現」の 2 つの視点で施策の再構築と強化を行いました。また、大田区の温室効果ガス排出量の削減目標を「2030 年度までに 2013 年度比で 26%の削減」とするなど、新たな目標を設定しました。

また、本計画を着実かつ効果的に推進するために、大田区環境審議会やおおた環境基本計画推進会議などで進捗状況等について審議を行うとともに、「大田区の環境」において基本目標及び個別施策ごとの取組内容や評価を毎年発表してきました。

第2章

計画の基本事項

第2章 計画の基本事項

1 計画の目的

本計画は、区の施策を環境という視点から整理・体系化するとともに、区が策定する個別計画や事業等に対して、環境の保全に関する基本的方向を示すものです。

大田区環境基本計画（後期）に基づく取組を踏まえて施策を見直し、新たな環境課題や社会的要請へ柔軟に対応できる計画体系の再構築をしました。

また、国や東京都の動向を踏まえ、環境の保全や持続可能な社会の構築につながるよう、多くの区民等や事業者と連携し、「持続可能で快適なまち」の実現に向けて取り組んでいくための指針となるものです。

2 見直しの視点

(1) 新たな環境課題への対応

ア 脱炭素社会*への対応

令和3年（2021年）6月に地球温暖化対策推進法が改正され、「2050年までの脱炭素社会の実現」が基本理念として位置付けられました。

基本理念の実現に貢献するために、区としての取組の方向性を示すとともに、区全体の温室効果ガス排出量の削減目標についても見直しを行い、新たな目標を掲げます。

イ プラスチックの資源循環の促進

令和3年（2021年）6月、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が制定され、プラスチックのライフサイクル全般での“3R+Renewable*”により、サーキュラーエコノミー*への移行を加速させる取組が必要です。

このため、生活の利便性を考慮しながら、衛生目的で使用する場合を除き、プラスチックをできるだけ使わない生活様式への転換を図るとともに、プラスチック製容器包装・製品の効果的な資源回収に向けた対応を積極的に進めます。

ウ 食品ロス*の削減

平成27年度に実施した家庭ごみ組成分析調査及び平成29年度の区における可燃ごみの収集量から算出した推計値では、区の一般家庭から年間で約3,596tもの未利用食品が廃棄されていると考えられています。食品関連事業者や関係団体と連携し、適正量の購入や賞味期限、消費期限の近い食品から消費するなど、社会全体の消費行動の転換を促進し、食品ロス*の削減を図ります。

エ ウィズコロナ、アフターコロナを踏まえた事業展開

新型コロナウイルス感染症の拡大により、我が国でも緊急事態宣言が発令され、外出自粛やイベント人数の制限など、私たちの生活に大きな影響を及ぼしています。区内においても、緊急事態宣言下でアルコール飲料の缶やたばこのポイ捨てが増加したという

報告があるなど、日常に変化が生じています。

デジタル化の加速などは不可逆的な変革として定着し、感染症発生以前とは違った社会になると考えられます。区はこれらの変革を見据えて、非接触型の事業の拡充など、「新しい生活様式」に対応した取組を展開します。

(2) SDGsの推進

SDGsのゴール、ターゲットと本計画で掲げる目標や取組の関係性を整理し、基本目標の実現に向けた取組がSDGsのゴールにどのように貢献するかを示します。また、一つのゴールに向けたプロセスを実行することで、他のゴールに貢献することもあります。このように、二次的な効果が期待できる取組について、「副次的に貢献するSDGs(サブゴール)」として示します。



なお、SDGsの17のゴールは、グローバルな視点で目指すべき姿を示しているため、大田区の実態と必ずしも一致するものではありません。本計画においては、SDGsのゴールを「大田区環境版ローカルSDGs」として、大田区の環境課題をイメージしやすい言葉に置き換えることで、より具体的でわかりやすい目標として掲げます。

(3) 気候変動への適応

平成30年(2018年)12月に施行された「気候変動適応法」において、国における適応策の位置づけが明確化され、国、地方公共団体、事業者、国民が連携・協力して適応策を推進するための法的仕組みが整備されました。また、地方公共団体においては、「地域気候変動適応計画*」の策定が努力義務とされました。

これらを踏まえ、本計画では新たに大田区の適応に関する取組指針として、「大田区気候変動適応方針」を包含することとします。

3 計画の対象地域

本計画で対象とする地域は、大田区全域とします。

4 対象とする環境の範囲

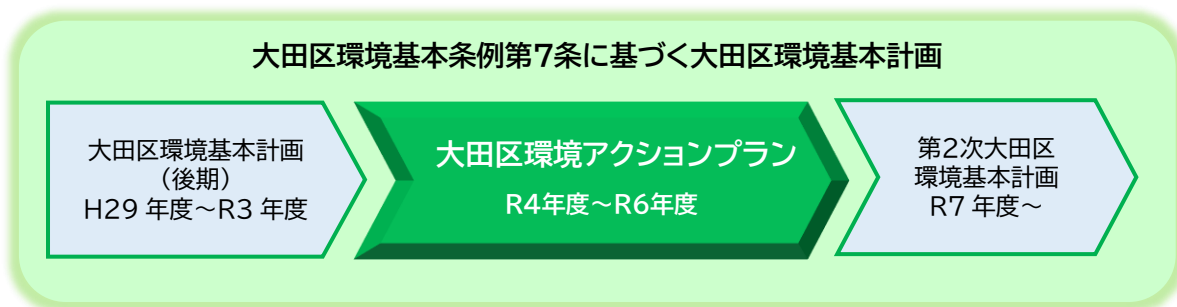
対象とする環境の範囲は、大田区環境基本条例第4条に示される範囲を基本として、下表のとおりとします。

区分	環境項目
生活環境	大気汚染、水質汚濁、騒音・振動、悪臭、土壌汚染、公害苦情 等
自然環境	生物、生態系、公園・緑地、水辺環境、身近な緑 等
産業環境	生活と産業の共存可能な環境、魅力ある地域づくりと産業の活性化が両立する環境 等
快適環境	歴史・文化、都市景観 等
循環型社会	廃棄物・資源 等
地球環境	地球温暖化、資源・エネルギー 等
環境保全活動	区民等や事業者による環境保全に関する活動 等

5 計画の期間

令和3年度で「大田区環境基本計画（後期）」の計画期間が終了となるため、「第2次大田区環境基本計画」の策定を予定していましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、上位計画である大田区長期基本計画の策定が延期になったことなどを踏まえ、「第2次環境基本計画」の策定を延期することとしました。

そのため、「大田区環境基本計画（後期）」と令和7年度からの「第2次大田区環境基本計画」の間をつなぐ緊急計画として本計画を位置付け、令和4年度から令和6年度までの計画期間とします。

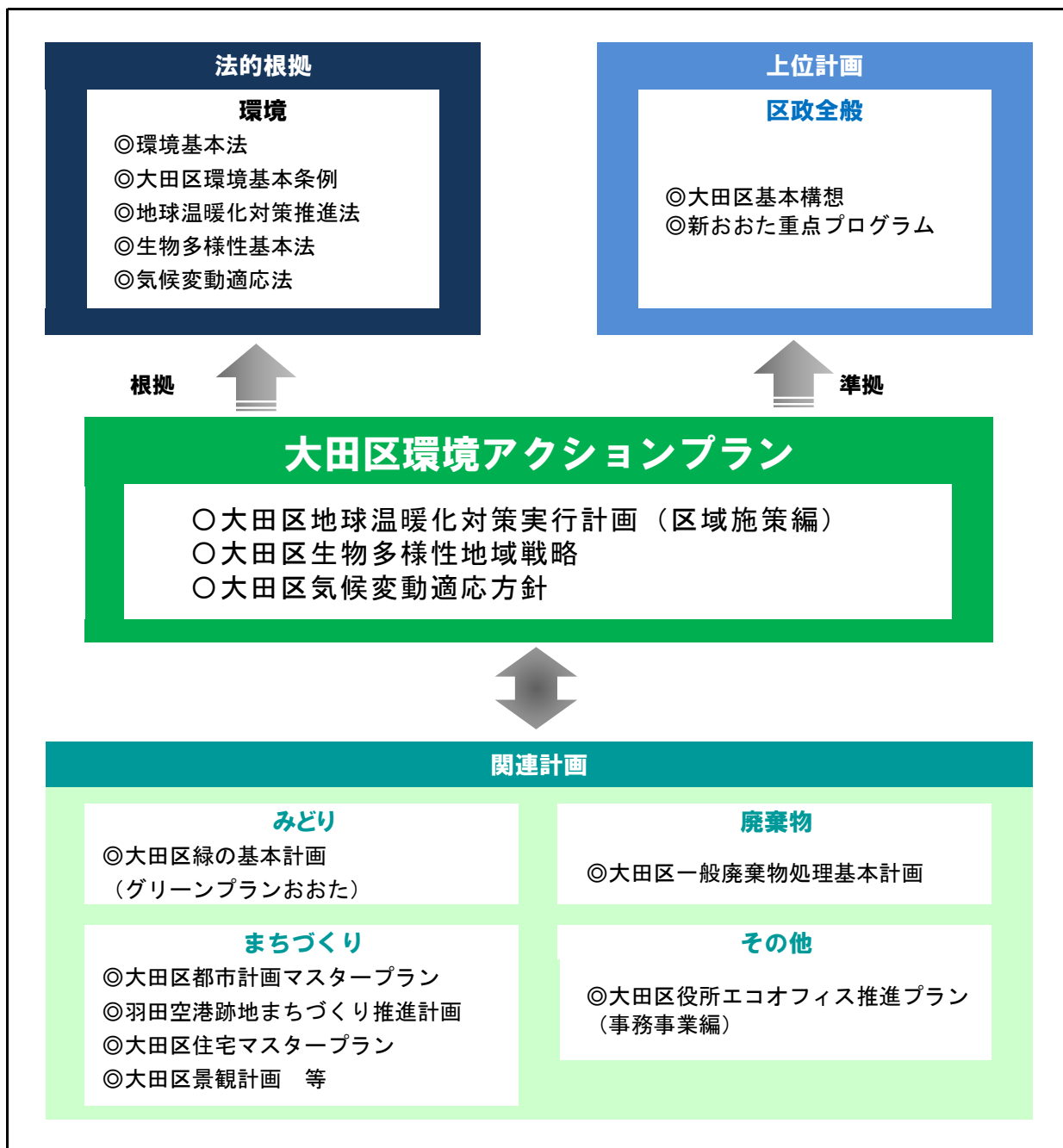


6 計画の位置づけ

本計画は、「大田区環境基本条例」に基づき、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための最上位計画であると同時に、「大田区基本構想」及び「新おおた重点プログラム」の実現を環境面から支えるものです。

なお、本計画は「地球温暖化対策推進法」第 21 条に基づく「大田区地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」、「生物多様性基本法」第 13 条に基づく「大田区生物多様性地域戦略」、及び「気候変動適応法」第 12 条に基づく「地域気候変動適応計画*（大田区気候変動適応方針）」をそれぞれ包含します。

<関連法令・計画>



第3章

将来の環境像と基本目標

第3章 将来の環境像と基本目標

1 大田区が目指す環境像

環境と生活・産業の好循環を礎とした 持続可能で快適な都市まち

本計画においても、大田区環境基本計画から後期計画へと継承されてきた本環境像を踏襲し、引き続き、「環境と生活・産業の好循環を礎とした持続可能で快適な都市（まち）」の実現を目指すものとします。

大田区が持つ「地域力」を活かしたこれまでの取組をより一層推進するとともに、区民生活と産業、そして環境がそれぞれ調和し、一方の向上が他方の向上を引き出すような、効果的な好循環を伴う地域づくりを推進します。また、環境問題への対策を制約やコストではなく、技術革新などの産業分野の発展の機会と捉えて次なる成長へ繋げ、経済の発展と活性化が環境に好影響をもたらす「経済・社会・環境の好循環」の実現を目指します。

また、2050年の目指すべき社会の実現に向けて、「大田区環境ビジョン2050」を掲げます。

大田区環境ビジョン2050

『「2050年に向けた3つのゼロ」を通じた 持続可能な環境先進都市おおたの実現』

1 温室効果ガスの排出量実質 —ゼロ—

⇒2050年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロにまで削減します。

2 プラスチックごみ —ゼロ—

⇒2050年までに海洋プラスチック*ごみによる追加的な汚染をゼロにまで削減します。

3 食品ロス実質 —ゼロ—

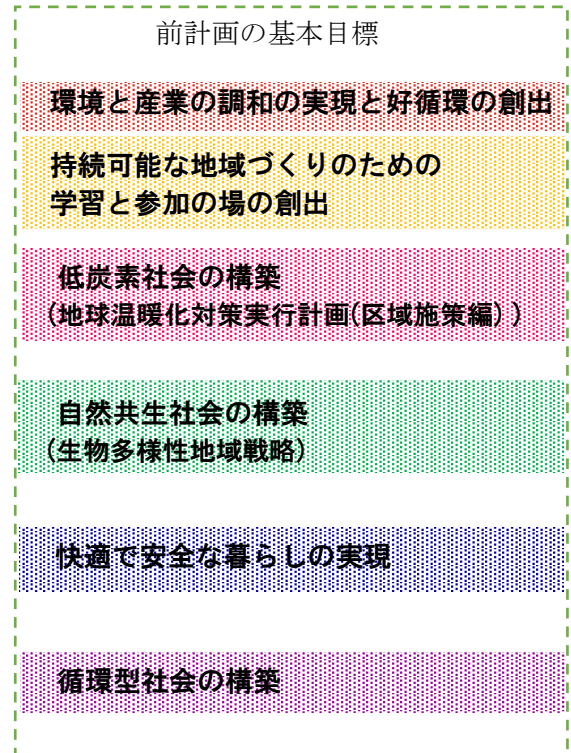
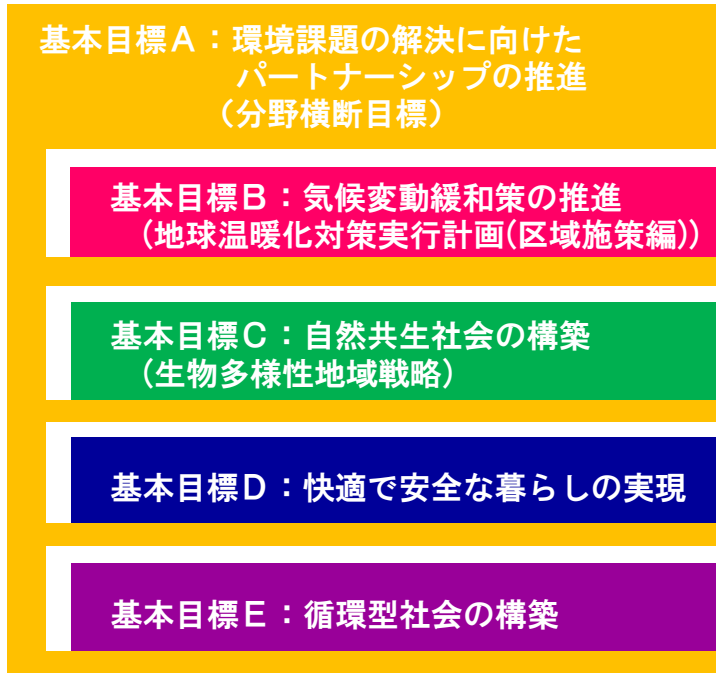
⇒2050年までに食品ロスを実質ゼロにまで削減します。

2 5つの基本目標

本計画では、5つの基本目標のもと、各基本目標の達成に向けた環境保全の取組を推進します。

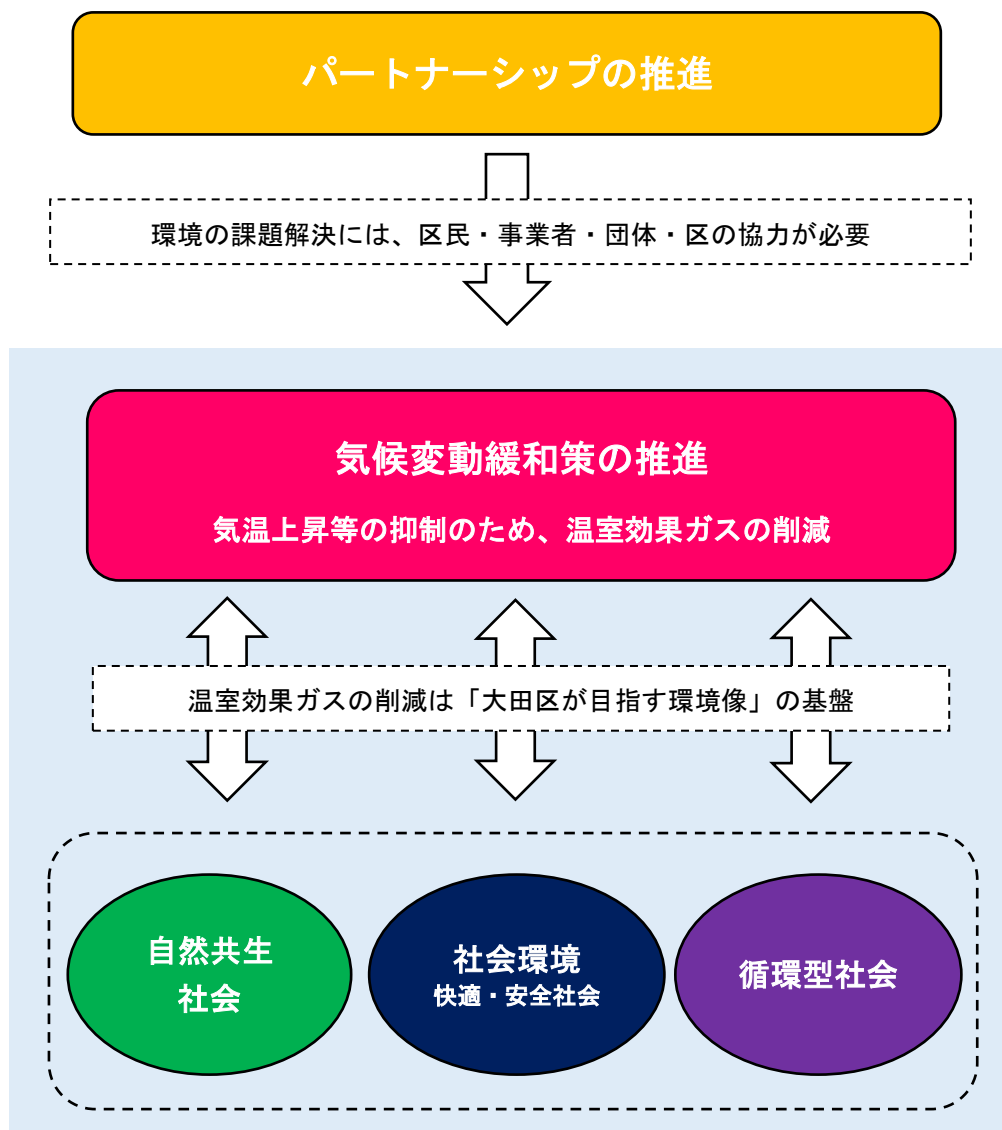
特に複雑多岐に渡る環境課題の解決のためには、区や区民等、区内事業者など大田区を構成する様々な団体と協力体制を構築する必要があるため、「基本目標A：環境課題解決に向けたパートナーシップの推進」を他の基本目標BからEまでを包括した分野横断的な目標として位置付けます。

【本計画の基本目標】



3 目標を踏まえた今回の計画

本計画では、「環境と生活・産業の好循環を礎とした持続可能で快適な都市」の実現のため、5つの基本目標のもと取組の推進を図ります。5つの基本目標は単独で目標の実現に向かうのではなく、お互い密接な関係を保ちながら区の目標達成に向かいます。



4 各主体の基本的な役割

環境における問題は、緑や水の保全などの自然環境、快適・安全な生活保持のための社会環境、廃棄物やリサイクルの推進など、幅広い分野に渡っています。これらの課題解決のためには、大田区の区民等、事業者及び区がそれぞれの役割を果たし、相互に連携・協働するとともに、関係団体（国、東京都、関係自治体等）との連携を図りながら、本計画の取組を推進していくことが重要です。

区民等・事業者・区の基本的な役割

◆ 区民等の基本的な役割

- 日常生活における環境保全への配慮
- 区の環境施策への参加・協力
- 他の区民等や事業者と連携した活動

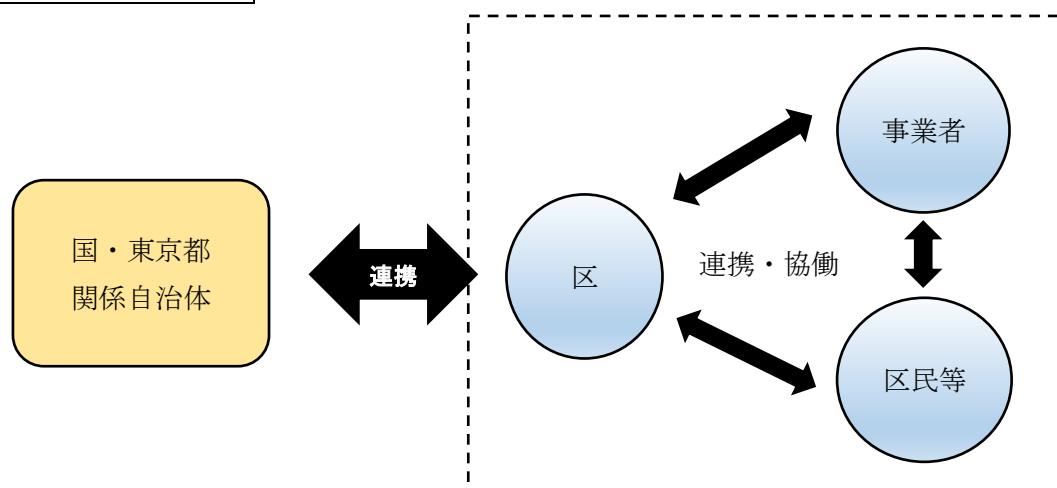
◆ 事業者の基本的な役割

- 事業活動における環境保全への配慮
- 環境産業分野への積極的な参入
- 区の環境施策への参加・協力
- 事業活動における環境保全活動や環境負荷に関する情報提供

◆ 区の基本的な役割

- 区の環境の状況に応じた総合的で計画的な環境保全施策の策定・実施
- 環境情報の提供や活動支援
- 環境保全活動の率先実行
- 環境保全に関する基盤づくりや予算的支援のほか、より広域の環境問題への対応等を担う国や東京都への協力・要請や、区の環境行政を推進する上での関係自治体等との連携

関係団体等との連携



第4章

基本目標実現のための取組

第4章 基本目標実現のための取組

基本目標A 環境課題の解決に向けたパートナーシップの推進

取組方針	施策
A-1 環境にやさしいライフスタイル への転換	(1) 環境意識の醸成
	(2) 環境情報の発信
	(3) 次代を担う人材の育成
A-2 区民等・事業者・行政の連携強化	(1) 自治会・町会、団体等に向けた取組支援
	(2) 産業分野への取組支援
	(3) 主体間連携の推進
A-3 活動意欲の創造	(1) 活動意欲や企業価値の向上

基本目標B 気候変動緩和策の推進

取組方針	施策
B-1 脱炭素型ライフスタイル への転換	(1) 区民の行動変容の促進（区民運動「おおたクールアクション」）
	(2) 事業者の行動変容の促進（おおたクールアクション推進連絡会）
	(3) 3R+Renewableの推進（後掲）
B-2 脱炭素まちづくりの推進	(1) 建築物の脱炭素化の促進
	(2) 移動手段の脱炭素化の促進
	(3) 再生可能エネルギーの導入拡大
B-3 区役所による率先行動	(1) 大田区役所エコオフィス推進プランの推進
	(2) 公共施設の脱炭素化の促進
	(3) 庁有車から排出される温室効果ガスの削減

基本目標C 自然共生社会の構築

取組方針	施策
C-1 まちを彩り心を潤す緑事業	(1) 緑の普及啓発
	(2) 緑の育成・保護
C-2 水と緑のネットワークの構築	(1) 緑の基盤づくり
	(2) 水の環境軸の形成
C-3 生物多様性の保全・再生	(1) 生物多様性の理解促進
	(2) 自然・生物調査
	(3) 特定外来生物の防除
	(4) 生き物の生育・生息空間づくり

基本目標D 快適で安全な暮らしの実現

取組方針	施策
D-1 美しい都市環境の創造	(1) 歩きタバコ・路上喫煙対策
	(2) 地球美化活動の推進
	(3) 景観計画の推進
D-2 環境保全対策	(1) 騒音・振動調査
	(2) 大気環境の保全対策
	(3) 水環境の保全対策

基本目標E 循環型社会の構築

取組方針	施策
E-1 3R+Renewableの推進	(1) ごみ減量・3R推進のPRの充実
	(2) リサイクル活動等の推進
	(3) 廃プラスチックに関する取組
	(4) 食品ロスの削減
	(5) 資源循環学習教室等の実施
E-2 さらなるごみの適正処理推進	(1) 有用金属の再資源化
	(2) 徹底した分別によるリサイクルの推進
	(3) 事業者に対する指導強化

基本目標A 環境課題の解決に向けたパートナーシップの推進

現状と課題、今後の方向性







大田区が目指す環境像「環境と生活・産業の好循環を礎とした持続可能で快適な都市」を実現するためには、区民・事業者・団体・区などのあらゆる主体が環境分野が抱える課題を共有し、解決に向けて「ともに行動する」ことが必要です。また、基本目標 B から E に掲げる「気候変動緩和策の推進」、「自然共生社会の構築」、「安全で快適な暮らしの実現」、「循環型社会の構築」を実現するためには、分野横断的かつ総合的に取組を推進していくことが重要です。

そのため、基本目標 A が掲げる「パートナーシップ」を「ともに行動する」と定義します。

近年、環境課題として世界的にその対策が急務であると言われている地球温暖化や食品ロス*、海洋プラスチック*などの課題を解決するためには、区民一人ひとりが環境にやさしいライフスタイルに転換するとともに、産業分野においても自らの活動から発生する環境負荷を可能な限り低減していくことが求められています。

区は、より良い未来を次世代に継承するために、多くの区民等が環境課題解決に向けて具体的な行動を起こす契機となるべく、積極的な情報発信や学習機会の充実に取り組みます。さらに、各主体が保有する知識や情報、技術などを共有し、「ともに行動する」ための仕組みの強化を図り、大田区が抱える環境課題の同時解決を目指します。

1 進捗管理指標 <基本目標AとSDGsの関係>

【メインゴール】		【大田区環境版ローカル SDGs】	【副次的に貢献する SDGs】 (サブゴール)	
		みんなの知恵と行動でより良い環境を未来につなごう	    	
進捗管理指標 A		基準年度	目標年度	
①	こども向け環境学習（出前授業）の実施回数	令和2年度 10回	令和6年度 40回	
②	区民・事業者・団体への活動支援件数 （後援・共催、講師派遣等）	令和2年度 8件	令和6年度 18件	
③	主体間連携による取組に賛同した団体・事業者数 （おたクールアクション賛同団体数、食べきり応援団*登録事業者数等）	令和2年度 128団体	令和6年度 252団体	
④	環境保全技術分野の新製品・新技術コンクール受賞数	令和2年度 1件	令和6年度 2件	

⑤	区の助成事業を活用し環境負荷の低減に取り組んだ企業数 (ものづくり企業立地継続補助金等)	令和2年度	令和6年度
		5件	15件 (累計値)

2 取組方針と施策

取組方針	施策
A-1 環境にやさしいライフスタイルへの転換	(1) 環境意識の醸成 (2) 環境情報の発信 (3) 次代を担う人材の育成
A-2 区民等・事業者・行政の連携強化	(1) 自治会・町会、団体等に向けた取組支援 (2) 産業分野への取組支援 (3) 主体間連携の推進
A-3 活動意欲の創造	(1) 活動意欲や企業価値の向上

A-1	環境にやさしいライフスタイルへの転換
-----	--------------------

環境分野が抱える様々な課題は既に私たちの身近な日常に影響を及ぼしており、早急な対策が求められています。自ら安全で快適な暮らしを守り、より良い地球環境を未来に継承していくためには、区民一人ひとりが環境を意識したライフスタイルに転換していくことが不可欠です。

区は、多様化・複雑化する環境課題の解決と保全を目指し、環境意識の醸成、環境情報の発信、次代を担う人材の育成の3つの視点を柱に取組を推進し、「ともに行動する」人づくりを推進します。また、新型コロナウイルス感染症等の影響により外出制限や大人数でのイベントの自粛などの制約が続く状況下においても、このような取組を停滞させないために、効果的・効率的な事業展開に向けて、ホームページやSNS、オンラインツール等も有効活用しながら環境にやさしいライフスタイルへの転換を促進していきます。

本項目は基本目標Bから基本目標Eまでの全ての目標に関係することから、各目標の取組方針が一目で理解できるよう、次頁において体系図を整理して示しています。

(1) 環境意識の醸成

イベントやセミナー等の開催を通じて環境課題を共有し、具体的な解決策を提示することで、環境を意識したライフスタイルへの転換を促します。

事業イメージ		
①環境月間事業	②地球温暖化防止講演会(アンバサダー)	③CSRを活用した施設見学会(そらエコ、バス見学会)
④エコライフ講習会	⑤エコレシピコンクール	⑥食ロス削減実践講座
⑦フードドライブ	⑧各種イベントへの出展	

(2) 環境情報の発信

区ホームページ、SNSなどの活用や、リーフレット、情報誌の配布を通じ、環境課題の解決や保全に必要な情報を発信します。

事業イメージ	
① SNSやホームページ、各種媒体を通じた環境情報の発信	② 環境啓発コーナーの活用
③ 地球温暖化防止アンバサダー事業	④ ごみ分別アプリ

(3) 次代を担う人材の育成

より良い地球環境を未来に継承していくため、地域全体で次代を担う子どもたちの環境意識の向上に取り組みます。

事業イメージ	
① エコフェスタワンダーランド	② 環境にやさしいポスターコンクール
③ こども環境教室（環境清掃部）	
④ 環境教育（教育総務部）	⑤ 伊豆高原、とうぶの学習ガイドの活用

＜A-1 「環境にやさしいライフスタイルへの転換」 取組方針の体系図＞

A パートナーシップの推進	B 気候変動緩和策（地球温暖化対策）	C 自然共生社会（緑・自然）		D 快適で安全な暮らし（美化）	E 循環型社会（ごみ・リサイクル）
【A-1】環境にやさしいライフスタイルへの転換	【B-1】脱炭素ライフスタイルへの転換	【C-1】まちを彩り、心を潤す緑事業	【C-3】生物多様性の保全・再生	【D-1】美しい都市環境の創造	【E-1】3R+Renewableの推進
(1) 環境意識の醸成（イベント、講演会）	●セミナーや講演会、イベント出展等を通じた行動変容への働きかけ				
	<ul style="list-style-type: none"> ●区民の行動変容の促進 →【B-1-(1)】 ●事業者の行動変容の促進 →【B-1-(2)】 	<ul style="list-style-type: none"> ●緑の普及啓発 →【C-1-(1)】 ●緑の育成・保護 →【C-1-(2)】 	<ul style="list-style-type: none"> ●生物多様性の理解促進 →【C-3-(1)】 ●自然・生物調査 →【C-3-(2)】 ●生物の生息・生育空間づくり →【C-3-(4)】 	<ul style="list-style-type: none"> ●歩きタバコ・路上喫煙対策 →【D-1-(1)】 ●地域美化活動の推進 →【D-1-(2)】 	<ul style="list-style-type: none"> ●ごみ減量・3R推進のPRの充実 →【E-1-(1)】 ●リサイクル活動等の推進 →【E-1-(2)】 ●廃プラスチックに関する取組 →【E-1-(3)】 ●食品ロスの削減 →【E-1-(4)】 ●資源循環学習教室等の実施 →【E-1-(5)】
(2) 環境情報の発信（区HP、SNS、情報誌等）	●区ホームページ、SNSなど、各種媒体を通じた環境情報発信				
(3) 次代を担う人材の育成	●エコフェスタワンダーランド ●子ども環境教室等				

様々な環境課題を解決するためには、自治会・町会やNPO法人、事業者等と区が課題を共有し、具体的な対策を協議しながら「ともに行動する」ことが重要です。

区は、環境課題の解決のための行動変容や地域に根付いた活動に取り組む区民や団体の活動を支援するとともに、その情報を広く区民に発信します。また、産業分野から発生する環境負荷の低減や、環境課題の解決に結びつく事業の創設を支援するとともに、必要な情報を提供します。

(1) 自治会・町会、団体等に向けた取組支援

地域における環境課題の解決に向けた取組や環境保全活動の更なる活性化を目指し、自治会・町会や団体等の活動を支援します。

事業イメージ

- ①地域力応援基金助成事業 ②区民活動情報サイト（オーちゃんネット）の運用 ③地域協働研修
④NPO・区民活動フォーラム ⑤生涯学習情報紙の発行 ⑥団体等への活動支援 ⑧打ち水支援事業

(2) 産業分野への取組支援

事業者に対して、事業活動に伴う環境負荷の低減や優れた取組の加速化を目的に必要な支援を行います。

事業イメージ

- ①民間型工場アパートの活用 ②ものづくり工場立地助成 ③ものづくり企業立地継続補助金
④各種許認可等取得支援助成金 ⑤区商店街装飾灯設置補助金及び東京都政策課題対応型商店街事業
⑥商店街チャレンジ戦略支援事業補助金 ⑦開発ステップアップ助成・実用化製品化助成
⑧海外からの視察及び工場見学 ⑨公衆浴場施設改善助成

(3) 主体間連携の推進

区と事業者等との連携により、環境課題の解決に取り組むためのプラットフォームづくりを進めます。また、区の環境課題の解決に寄与する取組を実施する事業者と協定を締結し、ともに行動する体制を整備します。

事業イメージ

- ①エコフェスタワンダーランド実行委員会 ②おたクールアクション推進連絡会*への活動支援
③大田区食べきり応援団 ④地産地消型未利用食品マッチング ⑤協定事業者との連携

環境課題の解決のための行動変容や地域に根付いた環境保全活動を促進するため、優良な取組を行う区民、団体、事業者等を対象にインセンティブを付与します。

(1) 活動意欲や企業価値の向上

環境課題の解決に寄与する取組や積極的に地域の環境保全活動に参画する区民、団体、事業者等を表彰することで、活動意欲や企業価値の向上を図ります。

事業イメージ

- ①廃棄物減量及び資源化推進優良事業者の表彰 ②新製品・新技術コンクール
- ③各主体の取組と表彰制度のマッチング

大田区の環境学習ツール

新型コロナウイルス感染症の影響によってリモートワークやイベントのオンライン化といった「新しい生活様式」への転換が進む中、DX（デジタルトランスフォーメーション：デジタル技術を活用して生活を豊かにするための変革）の推進が今後、ますます重要になってきます。

大田区では DX の一環として、それぞれのライフスタイルに適した効果的・効率的な環境学習の機会の提供を目指して、YouTube での動画配信をはじめ、オンラインツールを活用した非接触型の普及啓発ツールの拡充に取り組んでいます。

＜ 環境学習お役立ち動画（大田区公式 YouTube チャンネル） ＞

「5分で分かる環境問題」



ホワイトボードアニメーションで環境問題を分かりやすく解説しています



『5分でわかる！ 区民運動「おたクールアクション」*』



気象予報士の依田司さんが CO₂ を減らす行動についてアドバイスをしてくれます



「初心者でもできる地域の花の育て方！ ～18色の緑づくり（大田区）～」



種まきから寄せ植えの方法まで、初めて花を育てる方でも楽しめる動画です



「冷蔵庫整理術 ～食品ロス削減に取り組もう～」



冷蔵庫の上手な活用術と食品ロス削減についての動画です



大田区ホームページでは、動画の他にもリーフレットや副読本、環境にやさしいレシピなど、色々なコンテンツを公開しています。

「環境問題ってなんだろう？」「自分たちにできることはなんだろう？」「区の環境政策が知りたい」という方はぜひ!! 大田区のホームページを覗いてみてください!

【参照先】

☞ 大田区ホームページ > 生活情報 > 住まい・まちなみ・環境 > 環境・地球温暖化対策・公害 > 環境学習

基本目標B 気候変動緩和策の推進

現状と課題、今後の方向性

国連の「気候変動に関する政府間パネル（IPCC）*」は、平成 28 年 10 月に「1.5℃特別報告書*」を公表し、『①世界平均気温はすでに約 1.0℃上昇した。②このままでは 2030 年には「パリ協定*」が努力目標とする 1.5℃の気温上昇に到達する。③「パリ協定*」が目標とする 2.0℃を努力目標である 1.5℃に抑えることができれば、気候変動のリスクは大幅に低減する。』と世界に警鐘を鳴らすとともに、早急に気候変動対策を強化・実行するように呼びかけました。

我が国では令和 2 年 10 月、成長戦略の柱に「経済と環境の好循環を掲げ、グリーン社会の実現に最大限注力する」として「2050 年カーボンニュートラル*社会の実現」を宣言し、12 月には「カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略*」を策定しました。また、令和 3 年 6 月には「地球温暖化対策推進関法」を改正し、「パリ協定*」の達成と、「2050 年脱炭素社会の実現」を基本理念として法に位置付けました。

東京都においては、国に先立ち令和元年 12 月に 2050 年までに「二酸化炭素排出量実質ゼロに貢献する」として、「ゼロエミッション*東京戦略」を策定し、その取組を強化しています。大田区においても、区民の安全で快適な暮らしを守り、持続可能なまちづくりを進めていくことを目的に、本計画の策定に併せて温室効果ガス排出量の削減目標を見直すこととし、「2050 年脱炭素社会の実現」への貢献を目指すとともに、区民等、事業者、区が連携を強化し、地球温暖化の原因となる温室効果ガス排出量の削減に取り組みます。

1 大田区地球温暖化対策実行計画（区域施策編）としての位置づけ

本節は、「地球温暖化対策推進法」第 21 条に基づく地方公共団体実行計画に必要な事項を定めるものであり、本節の内容をもって「大田区地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」（以下「本実行計画」という。）に位置づけます。

（1）本実行計画の基本的事項

① 目的

本実行計画は、大田区の自然的社会的条件を踏まえ、区民等、事業者及び区の各主体が各々の役割に応じた取組を総合的かつ計画的に推進することで、大田区の温室効果ガス排出量を削減し、地球温暖化対策推進法の基本理念である「2050 年までの脱炭素社会の実現」に貢献することを目的とします。

② 期間

本実行計画の期間は、令和 4 年度（2022 年度）から令和 6 年度（2024 年度）までの 3 年間です。

ただし、温室効果ガス削減目標については、国等の目標及び大田区環境基本計画（後期）からの継続性を考慮し、令和 12 年度（2030 年度）の中期的目標及び令和 32 年度（2050 年度）の長期的目標に関して定めます。温室効果ガス*排出量の削減目標の基準となる年度（基準年度）は、平成 25 年度（2013 年度）とします。

③ 対象

本実行計画の対象範囲は、大田区全域とします。

また、脱炭素社会*の構築に向けた取組の対象は、大田区の温室効果ガス排出に関わるあらゆる主体（区民等、事業者及び区）とします。

対象となる温室効果ガスは、「地球温暖化対策推進法」第2条第3項に定められる以下の7種類のガスとします。

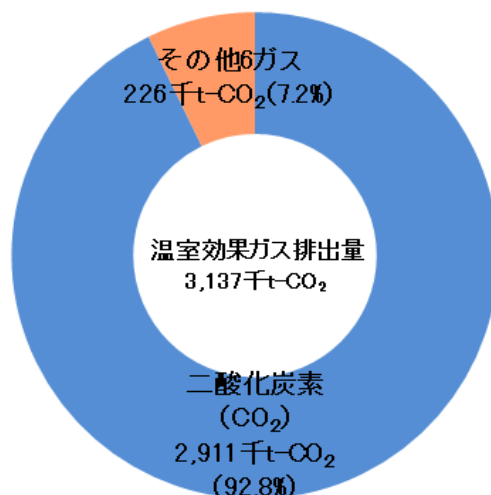
温室効果ガスの種類

種類		主な排出源
二酸化炭素 (CO ₂)		化石燃料の燃焼等
その他ガス	メタン (CH ₄)	廃棄物の燃焼や埋立、下水処理等
	一酸化二窒素 (N ₂ O)	燃焼、自動車の走行等
	ハイドロフルオロカーボン類 (HFCs)	スプレー、エアコンの冷媒等
	パーフルオロカーボン類 (PFCs)	半導体洗浄等
	六ふっ化硫黄 (SF ₆)	電力の絶縁体や半導体洗浄
三ふっ化窒素 (NF ₃)	半導体や液晶基板の洗浄等	

(2) 温室効果ガス排出量とエネルギー消費量の動向

① 温室効果ガス排出量

平成30年度（2018年度）の温室効果ガス排出量は3,137千t-CO₂です。このうち二酸化炭素（CO₂）排出量は2,911千t-CO₂で、温室効果ガス全体の92.8%を占めます。



温室効果ガス排出量

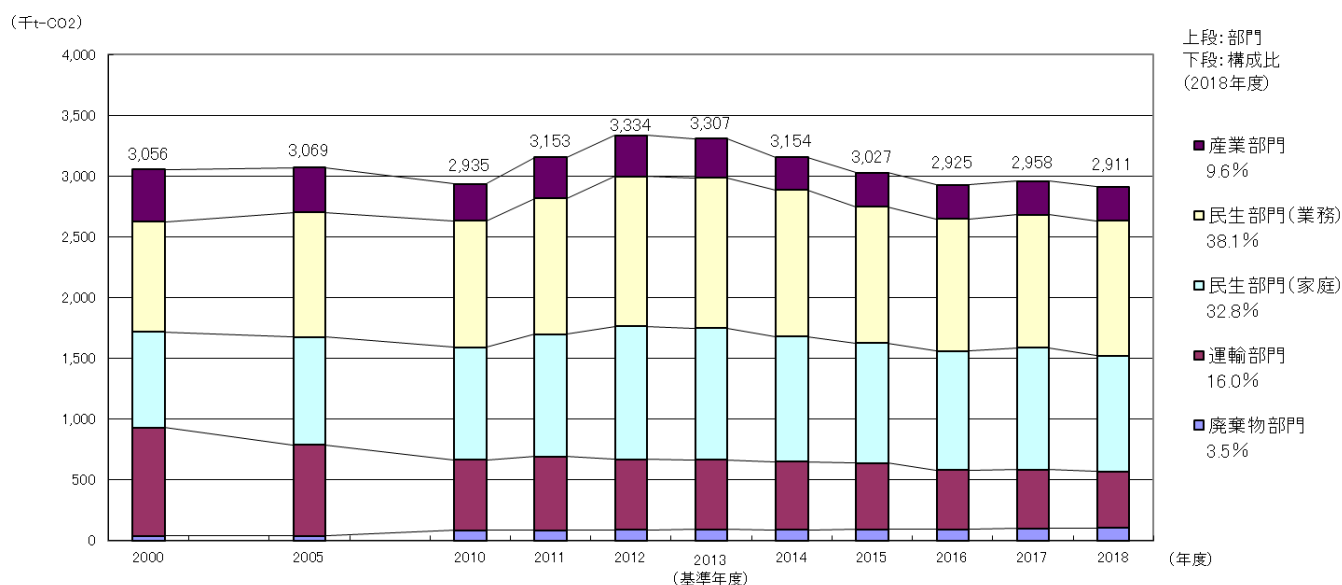
資料) (公財)特別区協議会「特別区の温室効果ガス排出量 (1990年度～2018年度)」(令和3年3月)

② 二酸化炭素 (CO₂) 排出量の推移

平成 30 年度 (2018 年度) の二酸化炭素 (CO₂) 排出量は 2,911 千 t-CO₂ であり、その内訳を見ると、民生部門 (業務) が 38.1% と最大で、次いで民生部門 (家庭) 32.8%、運輸部門 16.0%、産業部門 9.6%、廃棄物部門 3.5% と続きます。

また、基準年度である平成 25 年度 (2013 年度) と比較すると、二酸化炭素 (CO₂) 排出量は 12.0% の減少となります。

二酸化炭素 (CO₂) 排出量の推移 (単位: 千 t-CO₂)



部門別二酸化炭素排出量の推移 (単位: 千 t-CO₂)

部門	2000	2005	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018
産業部門	432	367	303	336	339	321	271	283	279	277	280
民生部門 (業務)	908	1,027	1,043	1,119	1,232	1,240	1,207	1,120	1,087	1,097	1,110
民生部門 (家庭)	785	889	923	1,007	1,095	1,081	1,028	988	979	1,003	954
運輸部門	894	748	582	607	581	573	562	545	488	483	467
廃棄物部門	37	38	83	84	87	92	87	91	92	98	100
計	3,056	3,069	2,935	3,153	3,334	3,307	3,154	3,027	2,925	2,958	2,911

※ 端数処理の関係上、表中数値の合計等は一致しないことがあります。

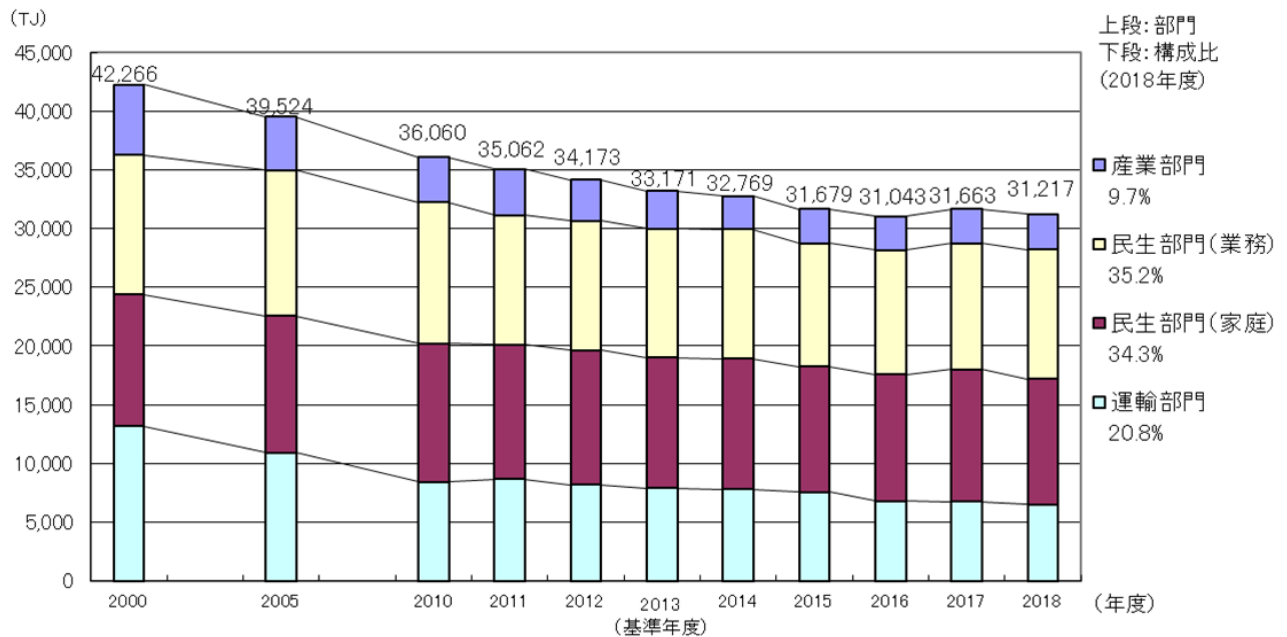
資料) (公財) 特別区協議会「特別区の温室効果ガス排出量 (1990 年度~2018 年度)」(令和 3 年 3 月)

③ エネルギー消費量の推移

平成 30 年度 (2018 年度) のエネルギー消費量は 31,217 TJ* であり、その内訳を見ると、民生部門 (業務) が 35.2% と最大で、次いで民生部門 (家庭) 34.3%、運輸部門 20.8%、産業部門 9.7% と続きます。

基準年度である平成 25 年度 (2013 年度) と比較すると、エネルギー全体で 5.9% の減少となります。

エネルギー消費量の推移（単位：TJ）



部門別エネルギー消費量（単位：TJ*）

部門	2000	2005	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018
産業部門	6,027	4,557	3,821	3,912	3,541	3,187	2,827	2,965	2,902	2,949	3,031
民生部門(業務)	11,860	12,389	12,028	11,058	11,020	10,981	11,014	10,472	10,548	10,719	10,978
民生部門(家庭)	11,230	11,677	11,779	11,422	11,446	11,108	11,136	10,686	10,816	11,271	10,723
運輸部門	13,150	10,901	8,424	8,671	8,166	7,895	7,792	7,555	6,777	6,725	6,486
計	42,266	39,524	36,060	35,062	34,173	33,171	32,769	31,679	31,043	31,663	31,217

※ 端数処理の関係上、表中数値の合計等は一致しないことがあります。

資料) (公財)特別区協議会「特別区の温室効果ガス排出量（1990年度～2018年度）」(令和3年3月)

(3) 二酸化炭素 (CO₂) 排出量の増減要因

二酸化炭素 (CO₂) 排出量の増減は、電気の二酸化炭素 (CO₂) 排出係数の変動、活動量や単位当たりのエネルギー消費量の増減といった要因の影響を受けています。

① 二酸化炭素 (CO₂) 排出係数による影響

二酸化炭素 (CO₂) 排出係数とは、エネルギー消費量を二酸化炭素 (CO₂) 排出量に換算するための係数です。

電気の二酸化炭素 (CO₂) 排出係数は、年度ごとの電源構成によって変動し、二酸化炭素 (CO₂) 排出量の増減に大きく影響を与えます。

② エネルギー消費量の増減による影響

私たちは日常生活や社会生活の中で電気や都市ガス、LP ガス、灯油などの様々なエネルギーを使用しています。そのエネルギー消費の増減が、二酸化炭素（CO₂）排出量に影響を及ぼします。

エネルギー消費由来の二酸化炭素（CO₂）排出量については、次の計算式で算定することができます。

<基本式>

$$\text{二酸化炭素 (CO}_2\text{) 排出量 (kg-CO}_2\text{)} \\ = \text{エネルギー消費量} \times \text{エネルギー源別二酸化炭素 (CO}_2\text{) 排出係数 (kg-CO}_2\text{)}$$

そのため、二酸化炭素（CO₂）排出量を削減するためには、エネルギー効率の高い設備・機器等の導入や社会活動における省エネルギー対策を徹底し、エネルギー消費量を抑制することと、再生可能エネルギー*の導入拡大を図り、二酸化炭素（CO₂）排出係数を改善していくことが有効です。

2 温室効果ガス排出量の削減目標

令和3年6月に地球温暖化対策推進法が改正され、「2050年までの脱炭素社会の実現」が基本理念として定義されたことを踏まえ、大田区の温室効果ガス排出量の削減目標を以下のとおり設定します。

大田区の温室効果ガス排出量のあるべき姿

令和32年度（2050年度）までに脱炭素社会*（温室効果ガス排出量実質0）の実現

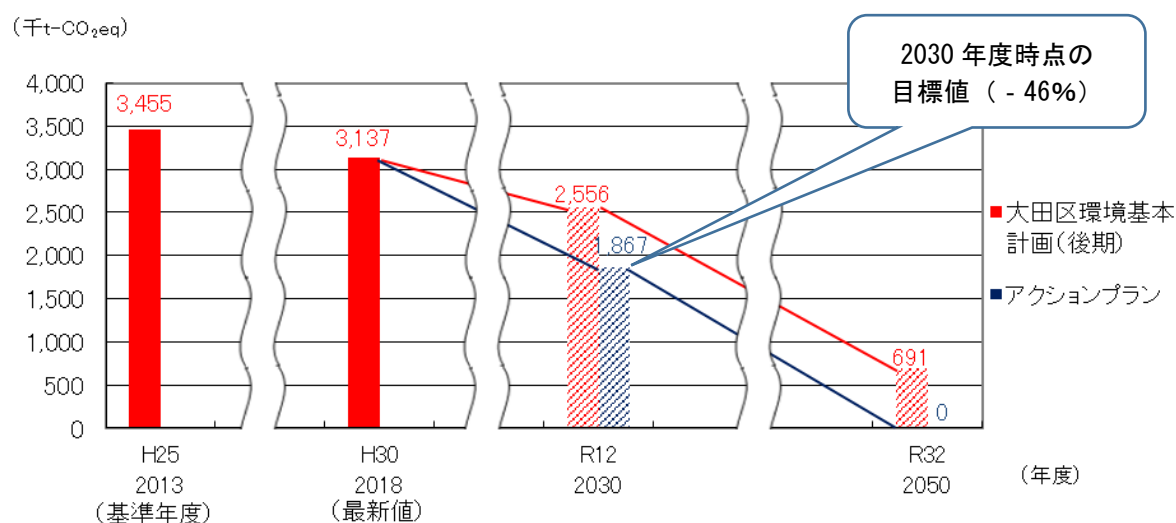
また、国等の目標及び大田区環境基本計画（後期）からの継続性を踏まえ、令和12年度（2030年度）における大田区の温室効果ガス排出量の削減目標を以下のとおり設定します。

大田区の温室効果ガス排出量の削減目標

令和12年度（2030年度）までに平成25年度（2013年度）比で46%*の削減

※令和12年度（2030年度）の目標値は、令和32年度（2050年度）のあるべき姿である「脱炭素社会*の実現」から基準年度である平成25年度（2013年度）に向かって逆算して目標を設定する「バックキャスト手法」により試算

温室効果ガス排出量の削減イメージ



各部門の二酸化炭素 (CO₂) 排出量は、削減目標を踏まえて将来的に次の表のとおり推移していくことが求められています。

部門別二酸化炭素 (CO₂) 排出量削減イメージ (単位 : 千 t-CO₂)





部門	2013	2018	2030	2050
産業部門	321	280	173	0
民生部門(業務)	1,240	1,110	670	0
民生部門(家庭)	1,081	954	584	0
運輸部門	573	467	309	0
廃棄物部門	92	100	50	0
その他6ガス	148	227	80	0
計	3,455	3,137	1,867	0

資料) (公財)特別区協議会「特別区の温室効果ガス排出量 (1990 年度~2018 年度)」(令和3年3月)

※ 端数処理の関係上、表中数値の合計等は一致しないことがあります。

なお、大田区環境基本計画(後期)では「エネルギー消費量の削減目標」を設定していましたが、エネルギー消費量はバックキャスト手法で算定できない(=電気等のエネルギー使用が将来的にゼロになることはない)ため、本計画では設定しないこととします。

3 進捗管理指標 <基本目標BとSDGsの関係>

【メインゴール】	【大田区環境版 SDGs】	【副次的に貢献する SDGs】 (サブゴール)	
 <p>13 気候変動に 具体的な対策を</p>	一人ひとりが地球温暖化を“自分ごと”として捉え、解決のための行動を起こそう	  	
進捗管理指標 B		基準年度	(目標年度)
① 省エネ行動に取り組む区民の割合		平成 30 年度	令和 6 年度
		31.3%	47.3%
② 大田区の温室効果ガス排出量の削減		平成 28 年度	令和 6 年度
		3,455 千 t-CO ₂ (平成 25 年度実績値)	2,614 千 t-CO ₂ (令和 4 年度実績値)
③ 大田区役所の温室効果ガス排出量の削減		平成 25 年度	令和 6 年度
		35,220t-CO ₂	26,943t-CO ₂ (令和 5 年度実績値)

4 取組方針と施策

取組方針	施策
B-1 脱炭素型ライフスタイルへの転換	(1) 区民の行動変容の促進 (区民運動「おおたクールアクション」*) (2) 事業者の行動変容の促進 (おおたクールアクション推進連絡会*) (3) 3R+Renewable*の推進(後掲)
B-2 脱炭素まちづくりの推進	(1) 建築物の脱炭素化の促進 (2) 移動手段の脱炭素化の促進 (3) 再生可能エネルギー*の導入拡大
B-3 区役所による率先行動	(1) 大田区役所エコオフィス推進プランの推進 (2) 公共施設の脱炭素化の促進 (3) 庁有車から排出される温室効果ガスの削減

地球温暖化を食い止め、気候変動の影響を最小限に抑えるためには、私たち一人ひとりが従来型の生活様式を見直し、二酸化炭素の排出を抑えた“脱炭素ライフスタイル”へ転換していく必要があります。

各主体が脱炭素ライフスタイルに転換する契機を創出するために、情報発信や普及啓発事業を通じて気候変動の現状や影響などの課題を共有するとともに、具体的な実践行動を促進することで二酸化炭素排出量の削減を図ります。

(1) 区民の行動変容の促進（区民運動「おおたクールアクション」*）

地球温暖化や気候変動の問題を“自分ごと”として捉え、区民一人ひとりが解決のための行動を実践する区民運動「おおたクールアクション」*を推進します。

区は、「おおたクールアクション」を通じて、区民が脱炭素型のライフスタイルに転換するための契機を創出するために地球温暖化や気候変動の現状や影響などの課題を共有するとともに、解決のための具体的な実践行動を発信することで、家庭から排出される二酸化炭素の削減を図ります。

事業イメージ

- ①大田区地球温暖化防止アンバサダーの任命 ②大田区地球温暖化防止講演会
- ③啓発用リーフレット等の作成 ④区HPやSNSを活用した情報発信 ⑤施設見学会 ⑥各種セミナー
- ⑦こども環境教室 ⑧エコレシピコンクール

(2) 事業者の行動変容の促進（おおたクールアクション推進連絡会*）

区内の団体や事業者と区で構成する「おおたクールアクション推進連絡会*」が中心となって自らの取組を共有・発信することで「おおたクールアクション」の機運を区内全体へ拡大します。また、事業から排出される二酸化炭素を削減するとともに、環境負荷の低減に向けた新たなビジネスの創出を支援することで、脱炭素社会*への貢献を目指します。

事業イメージ

- ①おおたクールアクション推進連絡会*への活動支援 ②省エネ講習会への講師派遣

(3) 3R+Renewable*の推進（後掲）

事業イメージ

- ※ 基本目標E-1（P.52）参照

脱炭素社会*を実現するためには、まちづくりの段階から温室効果ガスの排出を抑制することを意識した取組が必要です。

新たに住宅やビル等を建築する際には、断熱性能の高い建物やエネルギー効率が優れた設備、太陽光発電等の再生可能エネルギー*設備の導入誘導を図ります。また、既存の建築物についても、環境性能の向上に向けてリフォームや設備改修等を促進します。加えて、公共交通の利便性を向上させるための施策の充実を図ることで、ハード面から脱炭素社会*の実現を目指します。

(1) 建築物の脱炭素化の促進

住宅やビルなどの断熱性の向上や高効率設備の導入を促進することで、ハード面からエネルギー消費量及び温室効果ガス排出量の削減を図ります。

併せて、再生可能エネルギー*設備の導入を促すことで、環境性能の高い ZEH*、ZEB*の普及を促進します。

事業イメージ

- ①温室効果ガス排出量の削減に向けた事業の検討・施策化
- ②再生可能エネルギー*の導入協議
- ③住宅リフォーム助成
- ④蒲田駅周辺のまちづくり
- ⑤大森駅周辺のまちづくり
- ⑥空港臨海部のまちづくり

(2) 移動手段の脱炭素化の促進

日常生活の中で移動に伴い排出される温室効果ガス排出量を削減するために、自動車利用の最小化に向けた取組を推進します。また、自動車を利用する際には、温室効果ガスの排出を抑えることができる環境にやさしいモビリティの普及拡大策を検討します。

事業イメージ

- ①温室効果ガス排出量の削減に向けた事業の検討・施策化
- ②水上輸送ネットワークの検討
- ③新空港線「蒲蒲線」の整備推進
- ④コミュニティバスの利用促進
- ⑤区内都市計画道路の整備
- ⑥自転車等駐車場の整備
- ⑦自転車走行環境の整備
- ⑧コミュニティサイクル事業

(3) 再生可能エネルギー*の導入拡大

区内のエネルギー消費量の削減を目的に、自家消費型の太陽光発電設備等の導入を促進します。また、環境にやさしい電力の調達や次世代エネルギーの普及を図ることで、エネルギーの環境性の向上を目指します。

事業イメージ

- ①温室効果ガス排出量の削減に向けた事業の検討・施策化

区役所は、温暖化対策を推進する立場である一方で、自身が多くエネルギーや資源を消費する大規模事業者です。区全体の二酸化炭素排出量を削減するためには、まずは区役所自らが率先して行動し、その成果を広く区民や事業者等と共有することで、取組を牽引していきます。

(1) 大田区役所エコオフィス推進プランの推進

大田区役所エコオフィス推進プランに基づき、省エネルギー対策、省資源対策を徹底することで、区役所の業務に起因するエネルギー消費量及び二酸化炭素排出量の削減を目指します。また、大田区役所グリーン購入ガイドラインに基づき、環境配慮製品の購入を推進します。

事業イメージ

- ①区有施設における省エネルギー対策の徹底 ②区有施設における廃棄物の削減と3R（プラ含む）の徹底
③温対法・省エネ法等の法令遵守と各種届出 ④グリーン購入*の推進 ⑤環境にやさしい電力調達の推進（電力調達方針） ⑥ペーパーレス化の推進（コピー用紙の削減） ⑦職員の行動変容の促進と取組の見える化
⑧給食残渣リサイクル

(2) 公共施設の脱炭素化の促進

公共施設の整備にあたっては、再生可能エネルギー*設備の導入を進めていくとともに、高効率設備の導入や高断熱化により、建築物の省エネルギー化を図ります。また、二酸化炭素吸収源の確保や森林の適正な整備へ貢献するため木材の利用を進め、区有施設の脱炭素化を推進します。

事業イメージ

- ①再生可能エネルギー*設備の導入拡大 ②区有施設への高効率設備の導入拡大 ③区有施設の高断熱化

(3) 庁有車から排出される温室効果ガスの削減

庁有車の使用に伴う温室効果ガス排出の削減を目的に、庁有車の環境性向上と台数の最小化に取り組みます。また、区役所が率先した意識改革と行動変容の見える化を図ることで、区全体の自動車の利用に伴う温室効果ガス排出量の削減をけん引していきます。

事業イメージ

- ①2030年庁有車100%電動化※ ②自動車利用におけるカーシェアリングの活用検討

※代替車両がない場合を除く

蒲田清掃事務所は大田区役所初の「ZEB Ready」の建築物

蒲田清掃事務所の概要

旧蒲田清掃事務所（蒲田 5-44-12）の老朽化に伴い、持続的・効率的な清掃事業の新拠点として多摩川清掃工場敷地内に新庁舎（下丸子 2-33-5）を建設し、令和3年2月に移転しました。

新庁舎は高効率の省エネ機器や再生可能エネルギー*設備の導入により、エネルギー消費量 62%削減を実現した環境に配慮した建築物です。



蒲田清掃事務所（新庁舎）

＜ 蒲田清掃事務所の環境配慮ポイント ＞

- 外壁ルーバーによる日射抑制と自然通風の両立
- 全室 LED の検知制御
- 再生可能エネルギー100%の電力を使用

設計一次エネルギー消費量 **62%** 削減

- 「ZEB Ready」に該当!!
- BELS 評価で【☆☆☆☆☆】（最高評価）を取得!!

BELS（ベルス）とは

BELS（Building Housing Energy efficiency Labeling System = 建築物省エネルギー性能表示制度）とは、2014年に（一社）住宅性能評価・表示協会により開始された、建築物の省エネルギー性能の表示制度のことで、省エネ性能が良いほど星の数が増えていきます。

BELS の評価基準（非住宅用 用途1）※1

☆数	非住宅 用途1 (事務所等、学校等、工場等)
☆☆☆☆☆	0.6
☆☆☆☆	0.7
☆☆☆ 誘導基準	0.8
☆☆ 省エネ基準	1.0
☆ 既存建築物の省エネ基準	1.1



蒲田清掃事務所の BELS プレート

ZEB（ゼブ）とは

ZEB（「Net Zero Energy Building」の略称）とは、省エネ化や再エネの導入などによって建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物のことで、性能に応じて4段階の定義があります。

ZEB の定義 ※1

ZEB (ゼブ)	省エネ+創エネで年間の一次エネルギー消費量を 0%以下まで削減
Nearly ZEB (ニアリーゼブ)	省エネ+創エネで年間の一次エネルギー消費量を 25%以下まで削減
ZEB Ready (ゼブレディ)	省エネで 50%以下まで削減
ZEB Oriented (ゼブオリエンテッド)	延べ床面積が 10,000 m ² 以上の建物で、省エネ+更なる省エネで 60%または 70%以下 ※2 に削減した建物

※1 「ゼブ・ポータル（環境省HP）：評価・認証・表示制度」の資料を基に加工

※2 建物の用途（事務所や学校、ホテル、病院、飲食店等）によって基準が異なる

基本目標C 自然共生社会の構築

現状と課題、今後の方向性

大田区には、多摩川や東京湾沿いの干潟などの貴重な自然のほか、区民と自然が触れ合う憩いの場である多摩川台公園や田園調布せせらぎ公園、歴史的・文化的資産としての洗足池や旧六郷用水など、多様な自然が残されています。河岸や干潟などではシギ・チドリ類やカモ類の飛来が見られ、鳥類にとって重要な生息空間となっているほか、洗足池や小池などでは希少な動植物が確認されています。

一方で、区内の緑の多さの満足度はまだ十分とは言えず、今後も地域全体で緑を増やし保全する取組に加え、今ある緑を更新、活用していく「質」に対する取組を推進する必要があります。また、区内全域で「特定外来生物*による生態系等に係る被害の防止に関する法律」の特定外来生物*に指定されている種が確認されるなど、対策や取組の強化が求められています。

私たちの生活は、大田区の自然環境から多く恵みを楽しみながら成り立っています。自然がもたらす恩恵は、生物の生息空間を守るだけでなく、地域的美観や魅力を高め、潤いと安らぎをもたらします。また、緑は地球温暖化の原因となる二酸化炭素の吸収源となるほか、夏の猛暑を和らげる役割などもあります。このような大田区の貴重な自然環境を次世代に引き継いでいくために、区民・事業者・区が連携し、地域コミュニティの醸成を図りながら自然共生社会の構築を目指します。

1 大田区生物多様性地域戦略としての位置づけ

本節は、「生物多様性基本法」第13条に基づき、大田区における生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画を定めるものであり、本節の内容をもって「大田区生物多様性地域戦略」（以下「本地域戦略」という。）として位置づけます。

なお、本地域戦略のうち、緑地の保全及び緑化の推進に関する方策については、「大田区緑の基本計画（グリーンプランおおた）」と連携した取組を進めるものとします。

(1) 本地域戦略の基本的事項

① 目的

本地域戦略は、緑地の保全や緑化の推進、緑のまちづくりに加えて、生物多様性*の保全・再生に関する取組を計画的に推進することによって、大田区における自然共生社会を構築することを目的とします。

② 期間

本地域戦略の期間は、令和4年度（2022年度）から令和6年度（2024年度）までの3年間です。

③ 対象

本地域戦略の対象範囲は、大田区全域とします。

2 大田区における生き物の生育・生息空間の状況

大田区では定期的に水生生物調査や、区内 5 か所に設置した自然観察路に沿った自然環境調査を行い、区内の生態系や動植物の生息環境を把握しています。

(1) 水生生物調査（平成 31 年度）

区内全域の水辺環境（多摩川（4 か所）、呑川（2 か所）、内川、洗足池、運河海域（3 か所））を広く調査し、絶滅危惧種や外来種の把握を行っています。

〔① 魚類・底生生物調査結果〕

[魚類] 8 目 14 科 34 種

<確認箇所が多い魚類>

ボラ、ウグイ属、マハゼ

<重要種>

ニホンウナギ、ミナミメダカ、トビハゼ、アシシロハゼ、アベハゼ、マゴチハゼ、ヌマチチブ、チチブ、ピリンゴ

[底生生物] 25 目 43 科 56 種

<確認箇所が多い底生生物>

ミズクラゲ、カワゴカイ属、タカノケフサイソガニ

<重要種>

ヤマトシジミ、テナガエビ、ユビナガスジエビ、シラタエビ、クロベンケイガニ、モクズガニ、アシハラガニ、チゴガニ、コメツキガニ、ヤマトオサガニ、ハグロトンボ

〔② 鳥類調査結果〕

[鳥類] 14 目 34 科 71 種

<確認箇所が多い鳥類>

カワウ、ユリカモメ、ムクドリ

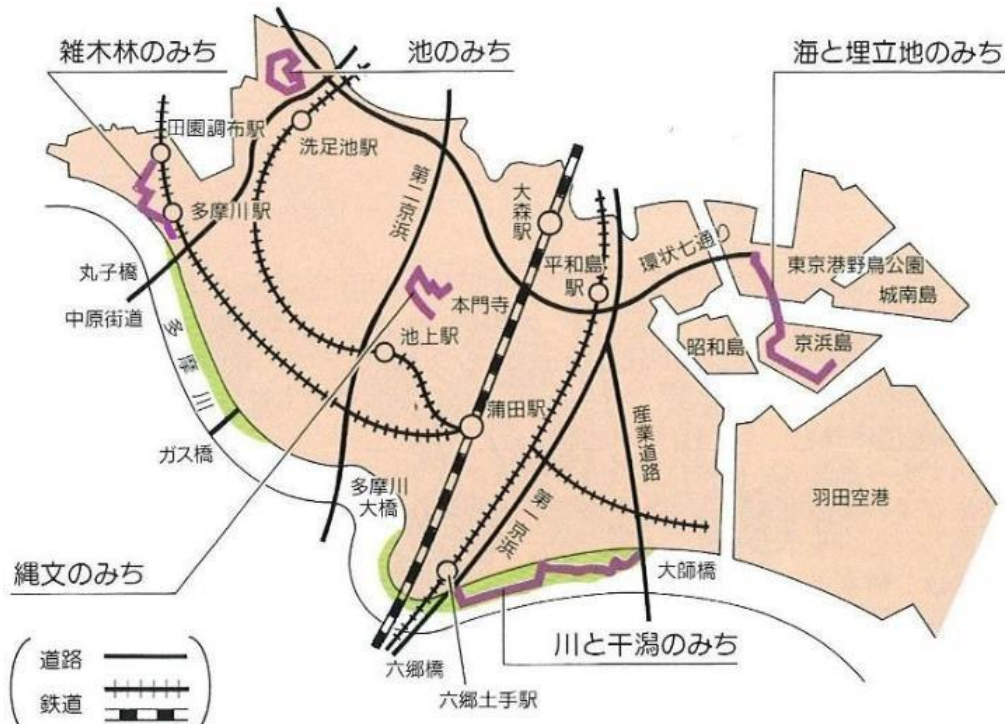
<重要種>

スズガモ、カイツブリ、カンムリカイツブリ、ササゴイ、ダイサギ、チュウサギ、コサギ、ヒクイナ、バン、オオバン、ムナグロ、コチドリ、セイタカシギ、タシギ、チュウシャクシギ、アオアシシギ、キアシシギ、イソシギ、キョウジョシギ、コアジサシ、ミサゴ、トビ、ツミ、ノスリ、カワセミ、チョウゲンボウ、モズ、ヒバリ、オオヨシキリ、イソヒヨドリ、オオジュリン

※重要種は「文化財保護法」、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」、「環境省レッドリスト」及び「レッドデータブック東京」を踏まえて選定しています。

(2) 自然環境調査

大田区では自然観察路を5か所設置し、生育・生息空間の把握のために、自然環境調査を行っています。



大田区の自然観察路

① 「雑木林のみち」 ～田園調布周辺、崖線と湧水～ ※平成 28 年度調査実施

<生き物の生育・生息空間の状況>

(昆)ミンミンゼミ、アブラゼミ、アオスジアゲハ、ヒカゲチョウ、コシアキトンボ、クロスジギンヤンマ、シオカラトンボ、アオオサムシ、ナナホシテントウ (爬)ニホンヤモリ、クサガメ、ミシシippアカガメ (鳥)メジロ、ヒヨドリ、キジバト、アオゲラ、コゲラ、ツミ、カルガモ、マガモ、カワセミ、ツグミ 等

② 「縄文のみち」 ～池上本門寺周辺～ ※平成 26 年度調査実施

<生き物の生育・生息空間の状況>

(樹)スダジイ、クロマツ、カシ類、ケヤキ、コナラ、イヌシデ、エノキ、クスノキ (昆)ヒメジャノメ、アオドウガネ、ツツレサセコオロギ、ミンミンゼミ、カブトムシ、ヨコヅナサシガメ (鳥)シジュウカラ、キジバト、ムクドリ、メジロ、コゲラ、シロハラ 等

③ 「川と干潟のみち」 ～多摩川下流域～ ※平成 30 年度調査実施

<生き物の生育・生息空間の状況>

(植)アシ、オニグルミ、ウラギク、ヒルガオ、クコ、ギシギシ (鳥)オオヨシキリ、タシギ、ハクセキレイ、ツグミ、カワラヒワ、ツツドリ、トビ、ノスリ、イソシギ、コアジサシ、ユリカモメ、オオバン、セイタカシギ、カワウ、カンムリカイツブリ、コガモ、オナガガモ (他)ベンケイガニ、クロベンケイガニ、トビハゼ、フナムシ、コメツキガニ、ケフサイソガニ、ゴカイ 等

④ 「池のみち」 ～洗足池、小池周辺～ ※平成 29 年度調査実施

<生き物の生育・生息空間の状況>

(植)ソメイヨシノ、オニグルミ、コナラ、クロマツ、メタセコイア、ハンノキ、ガマ、ヒイラギモクセイ、ヨシ、アオダモ、コウゾ (鳥)コゲラ、シジュウカラ、ツミ、メジロ、カワセミ、カイツブリ、コサギ、アオサギ、カワウ、カルガモ、マガモ、オナガガモ、ユリカモメ、キンクロハジロ、パン、オオバン、(昆)大シオカラトンボ、コシアキトンボ、コノシメトンボ、等

⑤ 「海と埋立地のみち」 ～大田区の臨海部～ ※平成 27 年度調査実施

<生き物の生育・生息空間の状況>

(植)クスノキ、マテバシイ、クロマツ、オオイヌノフグリ、キョウチクトウ、ハマオモト、ツワブキ (昆)チョウトンボ、リュウキュウツヤハナムグリ、ナナフシモドキ、アオマツムシ、キマワリ (鳥)ハヤブサ、モズ、シジュウカラ、イソシギ、ササゴイ、キジバト、コアジサシ、コガモ

※ 生き物の名称に記載された記号の意味は以下の通り

(植)：植物 (鳥)：鳥類 (昆)：昆虫類 (爬)：爬虫類






3 生物多様性*における大田区の目指す姿と取組の方向性

大田区に残っている豊かな緑や水辺環境の保全に取り組むとともに、緑の拡充や水辺環境の整備を進め、多種多様な生物が生息・生育できる自然共生社会を目指します。

そのためには、区内の生物や植物の生息環境について継続的に調査を行い、変化状況や実態把握に努めます。その上で、多種多様な生物の生活空間として不可欠な水と緑のネットワークの構築に向けて、緑の量や質、規模、適正な配置に取り組むとともに、水辺環境を整備し、水と緑に囲まれたまちづくりを進めます。

また、区民、団体、事業者など、多様な主体の参画を促すため、情報発信や自然と触れ合う機会を提供し、生物多様性*の保全・再生に向けた普及啓発に取り組みます。

4 進捗管理指標 <基本目標CとSDGsの関係>

【メインゴール】	【大田区環境版 SDGs】	【副次的に貢献する SDGs】 (サブゴール)	
	大田区の貴重な自然と生き物を未来に残し、自然共生社会を目指そう。	   	
進捗管理指標 C		基準年度	(目標年度)
①	「緑の多さ」に満足している区民の割合	平成 30 年度	令和 6 年度
		58.6%	65.0%
②	公共施設緑化実績	令和 2 年度	令和 6 年度
		25,954 m ²	31,154 m ² (累計値)
③	区民 1 人当たりの公園の標準面積	令和 3 年度	令和 6 年度
		4.16 m ²	4.17 m ² (累計値)
④	自然環境調査に参加する区民の数	平成 27 年度	令和 6 年度
		276 人	400 人
⑤	自然観察会の参加者数(応募者数)	平成 27 年度	令和 6 年度
		55 人(155 人)	150 人(300 人)

5 取組方針と施策

施策	取組方針
C-1 まちを彩り心を潤す緑事業	(1) 緑の普及啓発 (2) 緑の育成・保護
C-2 水と緑のネットワークの構築	(1) 緑の基盤づくり (2) 水の環境軸の形成
C-3 生物多様性*の保全・再生	(1) 生物多様性*の理解促進 (2) 自然・生物調査 (3) 特定外来生物*の防除 (4) 生き物の生育・生息空間づくり

大田区において生物多様性*の確保を図るためには、都市における緑の量の確保、適正な配置、質の向上に向けて、地域と連携しながら緑づくりを推進し、区全体の緑の保全に取り組んでいく必要があります。

区は、一人ひとりが緑を育み、守るための行動の原動力となる環境保全意識を醸成するために、区民や地域が主体的に緑づくりに参加できる機会を提供します。また、緑の保全に向けて必要な支援を行います。

(1) 緑の普及啓発

まちの個性を地域住民と連携して「まちの緑」で表現するとともに、まちなかに残された貴重な緑を保護することで、大田区の緑化に対する区民意識の向上へと繋がります。また、幅広い世代を対象として、パネル展示やイベント等を行うことで、環境保全への意識啓発に取り組みます。

事業イメージ

- ①18色の緑づくり ②まちの緑の図 ③緑の講演会 ④緑のカーテン講習会 ⑤緑化普及講座
⑥おおた住まいづくりフェアへの出展 ⑦おおたの名木選 ⑧「(仮称)大森南緑化園」の活用

(2) 緑の育成・保護

まちなかに残された貴重な緑や、地域の景観的なシンボルとなっている樹木、区有地・民有地内の樹木・樹林等に対して、保全区域等の指定や助成などの制度を活用し、区内の貴重な緑の保護に努めます。

事業イメージ

- ①生垣造成助成 ②植栽帯造成助成 ③屋上・壁面緑化助成 ④樹木・樹林の保護（保護樹木等）
⑤特別緑地保全地区維持管理助成 ⑥区民緑地 ⑦民有緑地の保全（特別緑地保全地区指定）
⑧農地の保全（生産緑地地区の指定） ⑨桜の名所の保全・再生

大田区の豊かな水辺の自然や緑を一体として捉え、双方の質の向上を図ることで、水と緑に囲まれた潤いと安らぎのあるまちづくりを進めます。また、水と緑のネットワークを構築することは、多くの生き物の生息空間を守るとともに、生態的ポテンシャル*を高めることにつながります。

「大田区緑の基本計画（グリーンプランおおた）」と連携し、地域ごとの特色を生かし、水辺環境の保全・再生や緑の確保等を図り、大田区における水と緑のネットワークの構築を目指します。

(1) 緑の基盤づくり

学校施設をはじめとして、公共施設の緑化や道路空間の積極的な緑の保全・創出に取り組むとともに、区内のみどりの総合的な機能拡充を図るため、空港臨海部地域や内陸部でのみどりの拠点となる公園・緑地の整備を推進します。また、呑川緑道、桜のプロムナード*の散策路を

整備し、水と緑のネットワーク形成を推進します。

事業イメージ

- ①公共施設の緑化推進（学校緑化等） ②羽田空港跡地第1ゾーン整備方針に基づく土地利用の推進
- ③呑川緑道の整備 ④桜のプロムナードの整備 ⑤拠点公園の整備、地域に根ざした公園の整備

(2) 水の環境軸の形成

河川や池沼、臨海部の海辺などに残された貴重で多様な水辺環境を保全するとともに、新たな緑づくりの中で水辺環境の保全・再生に取り組みます。

事業イメージ

- ①公共溝渠*の整備 ②海辺の散策路の整備 ③大森ふるさとの浜辺公園人工干潟の管理

C-3

生物多様性*の保全・再生

私たちの生活や経済の基盤は、生物多様性*といわれる生態系の上で成り立っていますが、現在、その生物多様性*が危機的状況であることを広く社会に浸透させる必要があります。生物多様性*の保全・再生に向けて、多様な生き物が生息できる環境づくりについて啓発を行い、生物多様性*に関する理解促進を図ります。また、野生生物の調査により実態把握や特定外来生物*の防除に努め、生き物の生息環境の量や質の向上に取り組みます。

(1) 生物多様性*の理解促進

生物多様性*の理解促進を図るには、多種多様な生き物やそれらが生息できる環境を観察し、実態を把握することが必要です。区民が参加する観察会などに取り組み、環境保全の大切さを啓発します。

事業イメージ

- ①自然観察会 ②自然観察路整備

(2) 自然・生物調査

区内の自然環境や動植物などの実態や変化を把握し、多様な生き物が息づく緑のまちづくりに活かしていきます。加えて、絶滅のおそれのある野生生物の調査のため、生物生息調査を行い、区内の絶滅危惧種の把握に努め保護につなげます。

事業イメージ

- ①水生生物等調査 ②区民参加型の自然環境調査

(3) 特定外来生物*の防除

国や東京都との連携により特定外来生物*の防除・駆除を進め、生態系への被害防止に努めます。

事業イメージ

- ①ハクビシン、アライグマの捕獲 ②注意喚起ポスターの掲出

(4) 生き物の生育・生息空間づくり

生き物が生育・生息できる空間を確保するため、みどりの拠点や環境軸及び水の環境軸の一部や区管理の公園において、必要に応じて国や東京都との連携を図りながら、生物多様性*に配慮した緑地管理を実施します。また、区が管理する公園や施設等の一部を開放するなどして、区民等が主体的に取り組めるビオトープ*づくりや、アオスジアゲハをシンボルとしたバタフライガーデンなど、環境整備や環境学習等の取組を進めます。

事業イメージ

①コアジサシ保護活動 ②水辺の楽校

レッドリスト ～絶滅のおそれのある野生生物～

レッドリストとは

レッドリストとは、絶滅のおそれのある野生生物の種のリストであり、国際的には国際自然保護連合（IUCN）が作成しています。国内では、環境省が令和2年3月に「環境省レッドリスト 2020」を公表したほか、地方公共団体やNGOなどが独自にレッドリストを作成している場合もあります。

＜ 環境省レッドリストのカテゴリー ＞

絶滅（EX）	我が国では既に絶滅したと考えられる種
野生絶滅（EW）	飼育・栽培下あるいは自然分布域の明らかに外側で野生化した状態でのみ存続している種
絶滅危惧Ⅰ類（CR+EN）	絶滅の危機に瀕している種
絶滅危惧ⅠA類（CR）	ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの
絶滅危惧ⅠB類（EN）	ⅠA類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの
絶滅危惧Ⅱ類（VU）	絶滅の危険が増大している種
準絶滅危惧（NT）	現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」に移行する可能性のある種
情報不足（DD）	評価するだけの情報が不足している種
絶滅のおそれのある地域個体群（LP）	地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれが高いもの

＜大田区で確認されている「環境省レッドリスト 2020」に掲載されている動植物の例＞



コアシサシ
(絶滅危惧Ⅱ類)



ハヤブサ
(絶滅危惧Ⅱ類)



トビハゼ
(準絶滅危惧)



セイタカシギ
(絶滅危惧Ⅱ類)



ウラギク
(準絶滅危惧)

基本目標 D 快適で安全な暮らしの実現

現状と課題、今後の方向性

区内外に誇れる美しいおおたのまちを創造し、良好な生活環境を確保していくためには、景観・美観に配慮した取組の推進のほか、路上喫煙対策や、地域と連携した美化活動をより一層、推進していく必要があります。

生活・都市環境の現状としては、各種規制法令が整備されたものの、騒音、振動、悪臭等に関する相談は年間で 300 件程度寄せられており、東京国際空港（羽田空港）の新飛行経路の運用に伴う影響や、幹線道路などから発生する騒音や振動などへの対応が求められています。また、水質汚濁の問題として、区内を流れる呑川では降雨により発生する下水越流により、悪臭、白濁、スカムの発生や魚の浮上などが確認されることがあります。

このような諸課題に対して、区は、継続的な調査を実施することで実態を把握し、国や東京都と必要に応じて連携しながら適正な対策を講じるとともに、地域の美観や景観への対応を図り、美しい都市環境を維持することで、安心して快適な生活環境の確保に努めます。

1 進捗管理指標 <基本目標DとSDGsの関係>

【メインゴール】		【大田区環境版ローカル SDGs】	【副次的に貢献する SDGs】 (サブゴール)	
		安心して快適という魅力をそなえ、住み続けたいまちを目指そう	  	
進捗管理指標 D		基準年度	(目標年度)	
①	喫煙に関する苦情・相談件数	令和 2 年度	令和 6 年度	
		385 件	347 件	
②	区と連携して地域美化活動を実施した自治会・町会数	令和 2 年度	令和 6 年度	
		169 団体	180 団体	
③	一般局における光化学オキシダント*濃度の年平均値	令和 2 年度	令和 6 年度	
		0.030ppm	0.030ppm	
④	道路交通騒音の環境基準達成率	令和 2 年度	令和 6 年度	
		83.8%	100%	
⑤	呑川（山野橋・底層）の溶存酸素量	令和 2 年度	令和 6 年度	
		1.4mg/L	2.0mg/L	

2 取組方針と施策

取組方針	施策
D-1 美しい都市環境の創造	(1) 歩きたばこ・路上喫煙対策 (2) 地域美化活動の推進 (3) 景観計画の推進
D-2 環境保全対策	(1) 騒音・振動調査 (2) 大気環境の保全対策 (3) 水環境の保全対策

D-1 美しい都市環境の創造

羽田空港を有する大田区は、日本の玄関口として、区民だけでなく、来訪者に対しても大田区の魅力を感じてもらえるまちづくりを進めていくことが重要です。

区は、「大田区屋外における喫煙マナー等に関する条例」に基づき、路上喫煙対策を着実に推進し、美しいまちづくりを進めるとともに、健康面への影響の軽減に努めます。

また、大田区の自然、歴史、生活文化あふれる豊かで多様な景観づくりを通じて、地域への愛着と美化意識の醸成を図り、清潔で魅力的な美しい都市環境の実現を目指します。

(1) 歩きたばこ・路上喫煙対策

喫煙する人とならない人が共存できる環境を実現し、区民の生活環境の向上を図ることを目的として、喫煙マナーの周知徹底に努めるとともに、分煙環境の整備等総合的な施策を推進します。

事業イメージ

- ①公衆喫煙所整備及び運用 ②喫煙マナー向上のための啓発・指導 ③巡回喫煙マナー啓発・指導業務
- ④喫煙マナー啓発用ポスター及びステッカーの掲示及び配付、小型横断幕の掲出

(2) 地域美化活動の推進

区民等、事業者及び団体の相互協力による、美化活動を支援し、地域の美化を推進します。

事業イメージ

- ①地域美化活動の支援（支援用品の支給） ②地域力を活かした美化アクション活動 ③ふれあいパーク活動
- ④おおた花街道

(3) 景観計画の推進

各地域の特性に応じた自然や多様な歴史資源、生活文化をまちづくりに活かすため、「大田区景観条例」や「大田区景観計画」に基づき、個性と魅力あふれる良好な景観形成を誘導します。

事業イメージ

- ①景観条例に基づく行為の事前協議 ②景観計画の推進（景観まちづくり賞等）

環境問題には、地球温暖化問題のような地球規模の問題に加え、大気汚染や水質汚濁、騒音・振動など、地域規模の問題に分けられます。特に大田区は、国道など自動車交通量の多い主要な道路から発生する二酸化窒素等による大気汚染に加え、鉄道や羽田空港による騒音や振動などへの対策を図ることで、美しい都市環境を維持するとともに、さらなる改善を目指していきます。

また呑川の水質汚濁の改善などの環境保全対策も着実に取り組む必要があります。

そのためには、東京都や河川流域自治体との連携をするとともに、事業者に対する指導を強化することで、大田区の良い生活環境の確保に向けた取組を推進します。

(1) 騒音・振動調査

自動車や鉄道、航空機からの騒音や振動の調査を実施することで、実態把握を行います。その結果を元に関係機関へ対策を要望することで、快適な暮らしの実現につなげます。

事業イメージ

- ①幹線道路面的評価監視に係る調査 ②要請限度調査 ③鉄道騒音・振動調査（新幹線・在来線）
- ④航空機騒音の把握

(2) 大気環境の保全対策

区内の大気汚染の状況を把握するため、住宅地や主要な道路沿線に測定局を設置し、常時測定を行います。光化学オキシダント*濃度が高くなった場合には、光化学スモッグ注意報等を発令し、注意喚起を促します。

事業イメージ

- ①大気汚染常時監視測定

(3) 水環境の保全対策

東京都や流域自治体と連携して、合流式下水道の改善、浄化施設などの総合的な水質浄化対策やユスリカ対策などを実施していきます。

また、透水性舗装*や雨水貯留槽*、屋上緑化の整備などにより、下水道へ流入する雨水の量と河川へ越流する下水の量を削減するとともに、地下水や湧き水のかん養に努めます。

さらに、下水道からの越流水*そのものの汚濁を減らすため、区道の路面や雨水ますの清掃などを実施するほか、河川の実態や水質浄化対策の効果を把握するため、定期水質調査や河川パトロールを実施します。

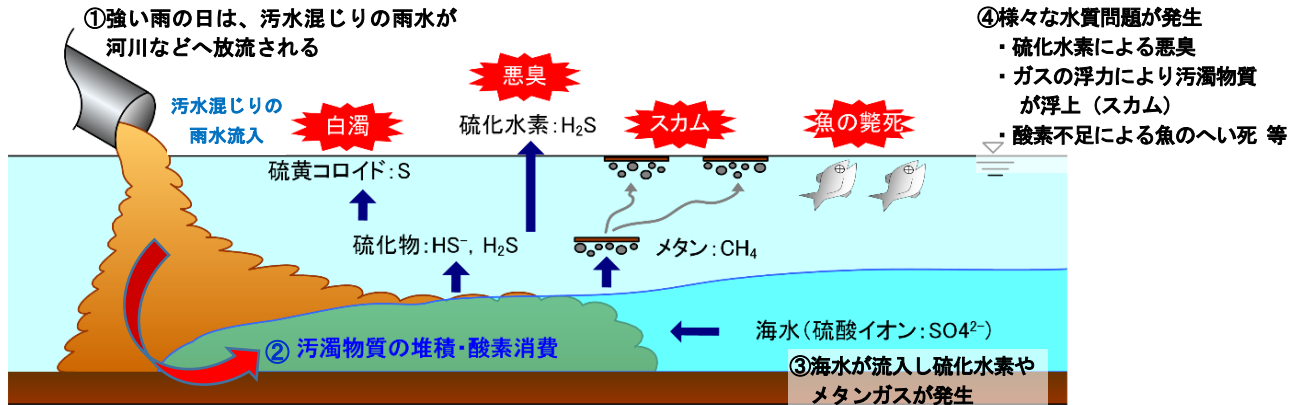
事業イメージ

- ①呑川水質・底質定期調査及び水質連続測定等の調査 ②水質浄化対策の検討・研究
- ③水質浄化対策の実施 ④透水性舗装 ⑤道路浸透ますの設置 ⑥雨水浸透ます*・雨水貯留槽*の設置補助事業

呑川の水質改善の取組

呑川は、白濁化やスカム及び悪臭の発生など様々な問題が発生していることから、「呑川水質浄化対策研究会」（東京都・目黒区・世田谷区・大田区）を設置し、水質改善に向けた検討を行い、具体的な施策を推進しています。短期的・中期的な対策として、高濃度酸素水浄化施設、河床整正工事、スカム発生抑制装置などの多角的な河川対策に取り組んでおり、長期的な対策として、合流改善貯留施設による下水道対策に取り組んでいます。

◆水質悪化のメカニズム



◆主な水質改善の取組

○高濃度酸素水浄化施設

川底付近の酸素不足を解消するため、呑川の水を利用して、酸素濃度の高い水を生成し川底に送水しています。



○スカム発生抑制装置

水中の酸素不足を解消しスカムの発生を抑制するために、酸素濃度の高い表層の水を川底に送っています。



○河床整正工事

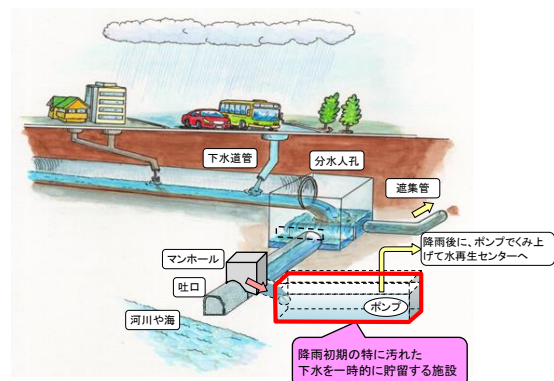
川底の凹凸形状を解消し、汚濁物質が堆積しにくい河床形状にするため、川底の掘削を行っています。



○合流式下水道の改善（合流改善貯留施設）

合流式下水道の改善として貯留施設の整備を進めています。晴れの日と弱い雨の日、下水道管に流れる汚水と雨水は水再生センターに運ばれますが、強い雨の日には、市街地を浸水から守るため、汚水混じりの雨水が公共水域である河川などへ放流されます。このため、降雨初期の特に汚れた下水を貯留する施設を整備することで、雨天時に合流式下水道から河川や海などへ放流される汚濁負荷量を削減します。

貯留施設の整備イメージ



基本目標 E 循環型社会の構築

現状と課題、今後の方向性

循環型社会形成推進基本法では、廃棄物等のうち有用なものを「循環資源」と位置づけ、その循環的な利用を促進するとともに、廃棄物等の処理の優先順位を、発生抑制、再使用、再生利用、熱回収、適正処分とするなど、持続可能な社会の実現を目指しています。また、平成 30 年策定の「第四次循環型社会形成推進基本計画」では、新たな数値目標と、概ね 2025 年までに国が講ずべき施策が示されています。




その後、新型コロナウイルス感染症の拡大により、外出自粛、テレワークの実施などワーク・ライフスタイルの大幅な変容に伴い、区収集ごみ量の増加やごみ組成の変化への対応が必要となっています。さらに、食品ロス*の削減、プラスチックごみの適正処理などの新たな課題への対応が迫られており、循環型社会のさらなる推進が強く求められています。

区は、令和 2 年度改定の「大田区一般廃棄物処理基本計画」を踏まえ、「区民、事業者、区が連携して目指す循環型社会の実現」という基本理念の下、令和 7 年度の区民 1 人 1 日あたりの区収集ごみ量の目標値である 471 g を目指し、3 R と適正処理を推進するとともに、ごみ焼却による温室効果ガス排出量と埋立処分量の削減に努めます。

そのためには、区民、事業者に対して、発生抑制や再使用を優先し、資源を無駄なく循環利用する新たなライフスタイルの定着に向けた、継続的かつ効果的な情報発信が必要です。

また、廃棄物や資源を適切に処理するには、中間処理施設を管理・運営する東京二十三区清掃一部事務組合や関係事業者との連携・協力が不可欠です。そのため、各清掃事務所や大田区環境公社等の関係部署との調整を着実にを行い、適正処理を確保することで循環型社会の構築を図っていきます。特に、プラスチックの削減は、食品ロス*の削減と並んで重点施策と位置づけ、環境負荷等に対する評価とコスト分析を踏まえ、具体的な実施方法を検討していきます。

1 進捗管理指標 <基本目標 E と SDGs の関係>

【メインゴール】		【大田区環境版 SDGs】	【副次的に貢献する SDGs】 (サブゴール)	
		区民 1 人 1 日あたりのごみの排出量を 10 年間で 53 (ごみ) g 減量しよう。 そのために、日頃からごみの減量やリサイクルの推進に向けてできることから行動していこう	 	
進捗管理指標 E		基準年度	(目標年度)	
①	区民 1 人 1 日あたりのごみと資源の総量	平成 30 年度	令和 6 年度	
		660 g / 人日	612 g / 人日	
②	区民 1 人 1 日あたりの区収集ごみ量	平成 30 年度	令和 6 年度	
		512 g / 人日	475 g / 人日	

2 取組方針と施策

取組方針	施策
E-1 3R+Renewable*の推進	(1) ごみ減量・3R推進のPRの充実 (2) リサイクル活動等の推進 (3) 廃プラスチックに関する取組 (4) 食品ロス*の削減 (5) 資源循環学習教室等の実施
E-2 さらなるごみの適正処理推進	(1) 有用金属の再資源化 (2) 徹底した分別によるリサイクルの推進 (3) 事業者に対する指導強化

E-1	3R+Renewable*の推進
<p>循環型社会を実現するためには、事業者を含め区民一人ひとりが発生抑制（Reduce）、再使用（Reuse）（以下、2Rという。）を心がけ、可能な限りごみを排出しない生活様式への転換を図ることが重要です。</p> <p>2Rを行ってもなお、排出される不要物については、可能な限り再生利用（Recycle）に向けた排出を促し、環境負荷の低減に努めます。</p> <p>さらに、再生可能な資源の利用（Renewable*）を通じて、区民や事業者の意識改革と行動変容を促進し、地球温暖化や海洋汚染につながる廃プラスチックや食品ロス*の抑制に取り組んでいきます。</p>	

(1) ごみ減量・3R推進のPRの充実

区民や事業者に対して3Rの行動を定着させるために、様々なツールを活用し広く周知を行います。

事業イメージ
①「大田区清掃とリサイクル」 ②「みんなでごみを減らそうよ」 ③「清掃だより」 ④「資源とごみの出し方・分け方」 ⑤大田区ごみ分別アプリ ⑥大田区清掃・リサイクル協議会との連携

(2) リサイクル活動等の推進

リサイクル活動グループへの支援を継続するとともに、回収量増大に向けた対応に取り組めます。

事業イメージ
①資源持ち去り防止パトロール ②持ち去り防止シール ③集団回収

(3) 廃プラスチックに関する取組

現在、プラスチックはサーマルリサイクル*（熱回収）により処理されていますが、焼却に伴い温室効果ガスが発生します。地球温暖化防止及び脱炭素社会*を目指すために、プラスチックの再生利用（Recycle）の一層の推進が必要です。

プラスチックをできるだけ使わない新しいライフスタイルへの転換や、プラスチックごみ削減に向けて、プラスチック製容器包装及び製品プラスチックの効果的な資源回収に取り組みます。

事業イメージ

- ①プラスチックごみの削減に向けた普及啓発
- ②地域美化アクション（再掲）
- ③廃プラスチックに関する取組の検討・施策化

(4) 食品ロス*の削減

食品ロス*は日本全体で年間 600 万 t 以上（平成 30 年度推計値）にも及び、排出元となる家庭、事業者双方が削減に向けて取組を強化することが不可欠です。

区は食品関連事業者や関係団体と連携し、適正量の購入や賞味期限、消費期限の近い食品から消費することを心がける、といった社会全体の消費行動の転換を促進し、食品ロス*の削減を図っていきます。

事業イメージ

- ①フードドライブ
- ②食品ロス出前授業
- ③大田区食べきり応援団
- ④地産地消型未利用食品マッチング
- ⑤食品ロス削減実践講座

(5) 資源循環学習教室等の実施

幅広い世代に対して、ごみの正しい排出方法やリサイクルの重要性、新たな環境課題や対策のための具体的な解決行動などについて理解を深めるための学習機会を提供します。

事業イメージ

- ①小学校、児童館・保育園における資源循環学習教室
- ②自治会町会への出前講座

やむを得ず排出された不燃ごみや粗大ごみに含まれる資源物の有効活用を図ります。また、事業者に対しては自己処理責任の徹底を促すとともに、正しい分別・排出を指導し、ごみの減量と適正処理につなげます。

(1) 有用金属の再資源化

使用済小型電子機器類や、不燃ごみ・粗大ごみに含まれる金属系有価物の資源化など、ごみを資源に変える取組をさらに推進します。

事業イメージ

- ①粗大ごみ及び不燃ごみに含まれる有価物の再資源化

(2) 徹底した分別によるリサイクルの推進

さらなるリサイクルの推進に向けて、対象品目や回収手法について検討を進めていきます。

事業イメージ

- ①（新）古着の行政回収 ②新たな再資源化手法の検討

(3) 事業者に対する指導強化

延べ床面積 3,000 m²以上の建築物を建設する事業者に対して、条例に基づき廃棄物等保管場の設置を求めます。また、事業用建築物については、立入指導により廃棄物の減量と適正処理に向けた助言などを行います。

事業イメージ

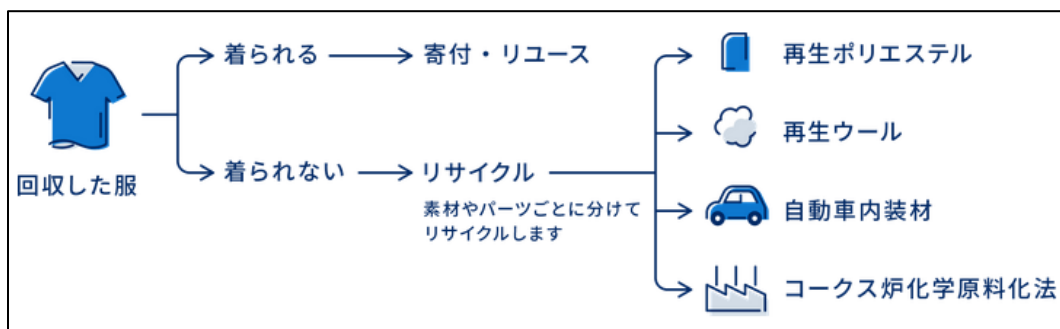
- ①区民・事業者への排出ルールのお知らせ ②事業者への事業用大規模建築物における再利用計画書の提出
③事業者への廃棄物保管場所・再利用対象物保管場所事前届出

古着の行政回収（古着のリユース・リサイクル）

古着は、民間のリサイクルショップやインターネット上でリユース品として広く流通しているほか、開繊（繊維を動ける状態にすること）、反毛（無数の針でひっかくことで綿状に戻すこと）の処理を経てフェルト化することで、リサイクルすることができます。

このように、リユースやリサイクルが比較的容易な古着ですが、環境省の令和2年12月から令和3年3月に実施された調査によると、家庭から出される衣料の66%がごみとして廃棄されています(※)。

店舗回収された服のリユース・リサイクル例 ※



大田区の実践

大田区では、古着の行政回収モデル事業を令和元年度から開始しています。

当初は4会場で2か月に1回程度の実施でスタートし、令和2年度に月1回の実施にしたところ回収量は10倍になりました。令和3年度はさらに会場を10会場に増やし、回収量の伸長を見込むとともに、事業の区民への定着を図っています。

回収した古着はリユース（再使用）することを前提としており、集められた古着は海外に輸出しています（韓国、マレーシア等での選別作業を経て、アジア、アフリカ諸国に輸出されます）。また、リユースに不向きなものやタオル類は加工して工業用雑巾（ウエス）やフェルトの材料となっています。

衣服は、製造・販売・廃棄の各過程でCO₂を排出するとともに、製造時に大量の水を消費するなど、地球に対して大きな環境負荷を与えています。

一方で、衣服はわたしたちの生活に欠かせないものであり、暮らしを豊かにしてくれるものです。ファッションを楽しむ場面においても持続可能性を意識し、日々の生活の中で行動していただくことが重要です。



大田区での古着の行政回収会場と回収された衣類



※（出典）「サステナブルファッション（環境省HP）」

第5章

大田区気候変動適応方針

第5章 大田区気候変動適応方針

1 大田区気候変動適応方針の基本的事項

(1) 策定の趣旨

我が国においては、地球温暖化対策推進法の下で温室効果ガスの排出を抑制し、地球温暖化を抑制するための対策（緩和策）が進められてきました。一方で、近年、猛暑や集中豪雨、大型台風の影響やそれに伴う自然災害の増加、農作物の品質低下、動植物の分布域の変化、熱中症による救急搬送患者の増加など、気候変動の影響は私たちに身近なところで顕在化しています。大田区でも、令和元年台風第19号の際には多摩川の堤防が決壊の危機に瀕し、内水氾濫により多くの家屋に浸水被害が発生しました。このような自然災害をはじめ、気候変動による影響は今後、長期にわたり継続・拡大する恐れがあります。

既に顕在化している気候変動の影響や被害を回避・軽減するために、平成30年12月に気候変動適応法が施行されました。この法律では、気候変動の影響は地域特性によって大きく異なることから、自然的、経済的、社会的状況に応じた気候変動適応に関する施策を推進するとともに、事業者や国民に対しても、国及び地方公共団体の気候変動適応に関する施策に協力し、リスク回避に向けて連携して取り組んでいくことを求めています。

温室効果ガスの排出を削減し将来的な気候変動の影響を抑制するための「緩和策」と、既に顕在化している、あるいは将来予測される影響による被害を回避・軽減するための「適応策」は、両輪で取り組んでいくことが重要です。本方針は、気候変動の影響から区民の生命や財産を守るため、現時点での区の適応策の考え方を示すものです。

(2) 方針の位置付け

本方針は、気候変動適応法第12条に基づく大田区地域気候変動適応計画として位置付けます。

(3) 大田区の地域特性

大田区は東京都の東南部に位置し、東は東京湾に、西と南は多摩川に面しています。武蔵野台地の東南端にあたる北西部の丘陵地帯と、東南部の低地に二分され、低地部は、海岸や多摩川の自然隆起と堆積によってできた沖積地と、それに続く埋立地で構成されています。閑静な住宅街、商業エリア、臨海部の向上・物流施設など、多様な地域性を有しています。

面積は61.86㎢と23区で最も広く、海拔は、田園調布付近で最高で42.5m、南東に向かって次第に低くなり、低地部の高いところで約5m、海岸線や埋め立て地では約1mです。

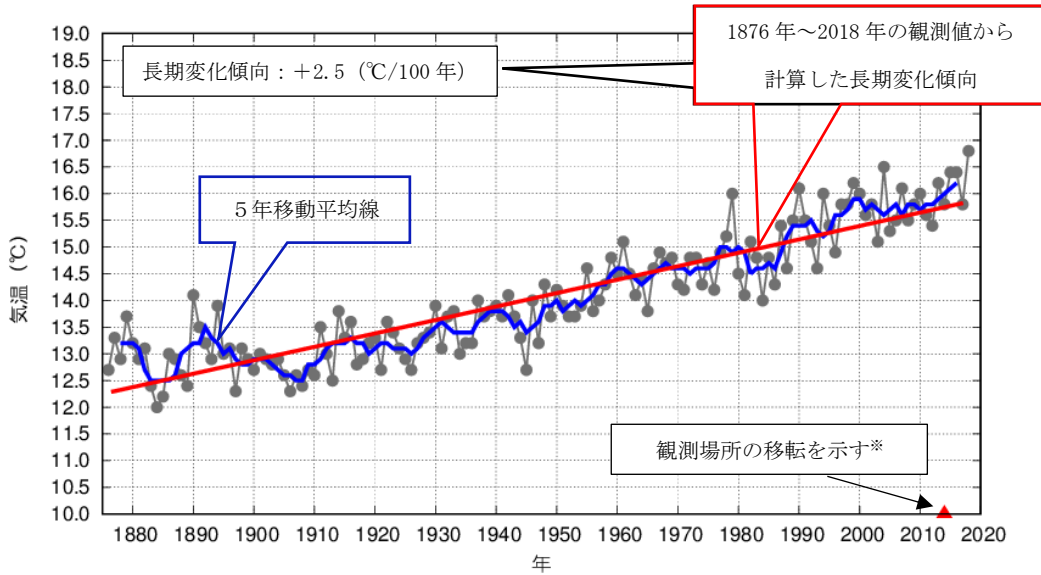
2 気候の状況と将来予測

(1) これまでの気候の状況

長期的な気候の変化傾向について、気象庁の観測所のデータに基づいて示します。

① 東京の年平均気温（統計期間：1876年～2018年）

東京管区気象台で観測された年平均気温の経年変化は、上昇傾向が現れています。

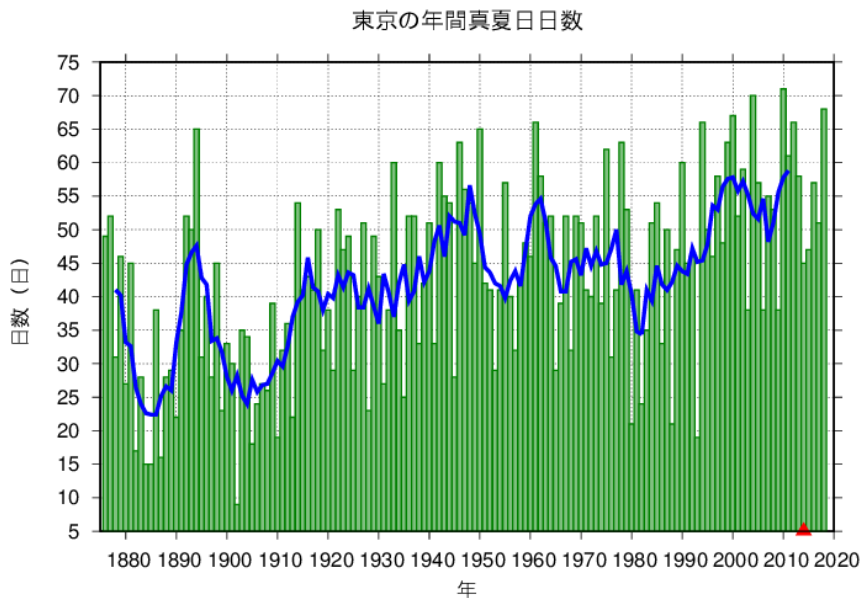


(出典) 気象庁HP (<https://www.data.jma.go.jp/tokyo/shosai/umi/kikouhenka/data/top.html>)

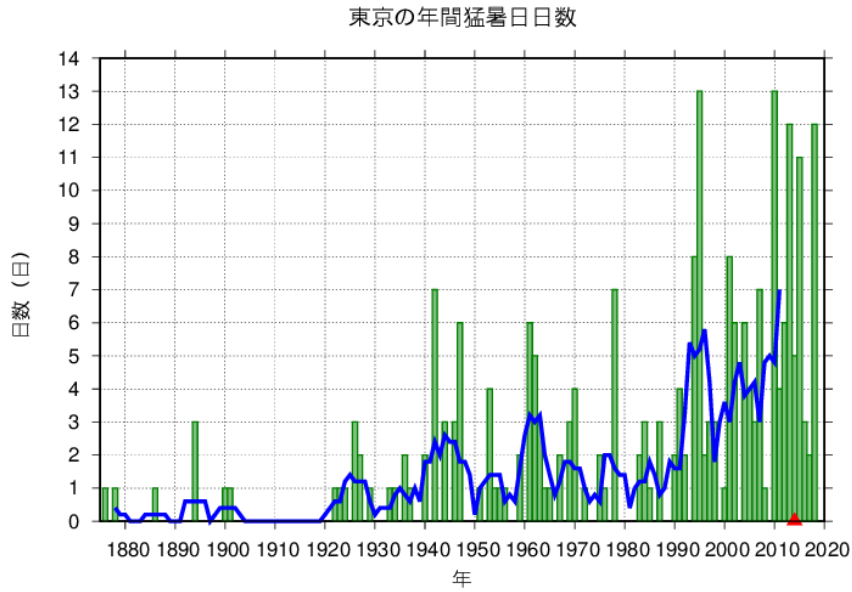
※東京管区気象台は2014年12月に観測場所を千代田区大手町から港区虎ノ門へ移転

② 東京の真夏日、猛暑日の年間日数（統計期間：1876年～2018年）

真夏日（最高気温が30°C以上の日）、猛暑日（最高気温が35°C以上の日）の日数とも増加傾向が現れています。



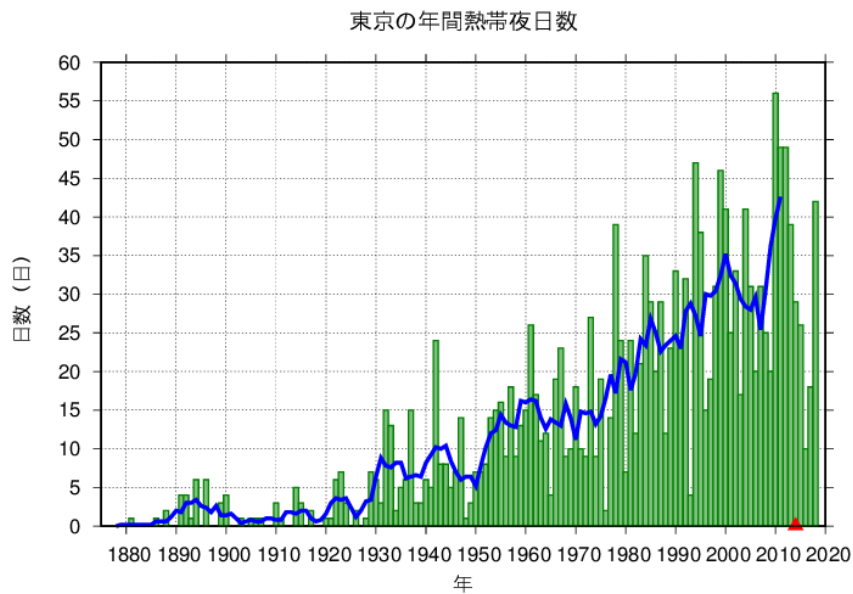
(出典) 気象庁HP (<https://www.data.jma.go.jp/tokyo/shosai/umi/kikouhenka/data/top.html>)



(出典) 気象庁HP (<https://www.data.jma.go.jp/tokyo/shosai/umi/kikouhenka/data/top.html>)

③ 東京の年間熱帯夜日数 (統計期間：1876年～2018年)

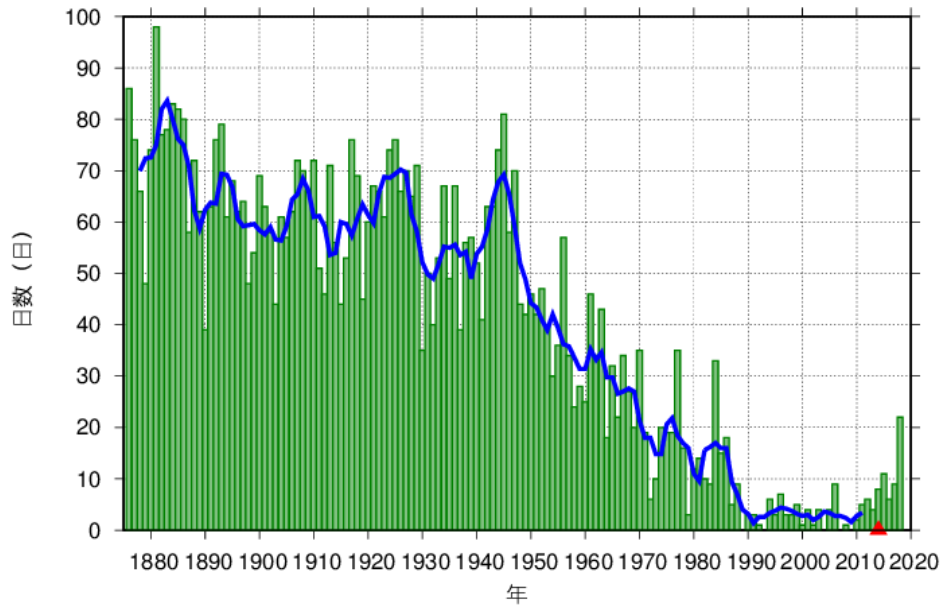
年間熱帯夜日数 (日最低気温が 25℃以上の日) は増加傾向が現れています。



(出典) 気象庁HP (<https://www.data.jma.go.jp/tokyo/shosai/umi/kikouhenka/data/top.html>)

④ 東京の年間冬日日数（統計期間：1876年～2018年）

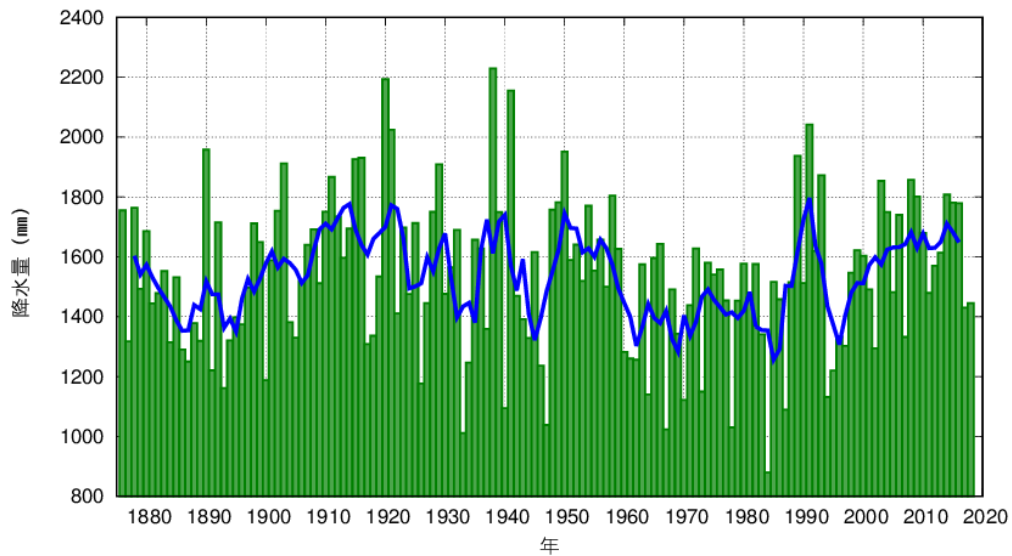
冬日（日最低気温が0℃未満の日）の日数については減少傾向が現れています。



(出典) 気象庁HP (<https://www.data.jma.go.jp/tokyo/shosai/umi/kikouhenka/data/top.html>)

⑤ 東京の年降水量の推移（統計期間：1876年～2018年）

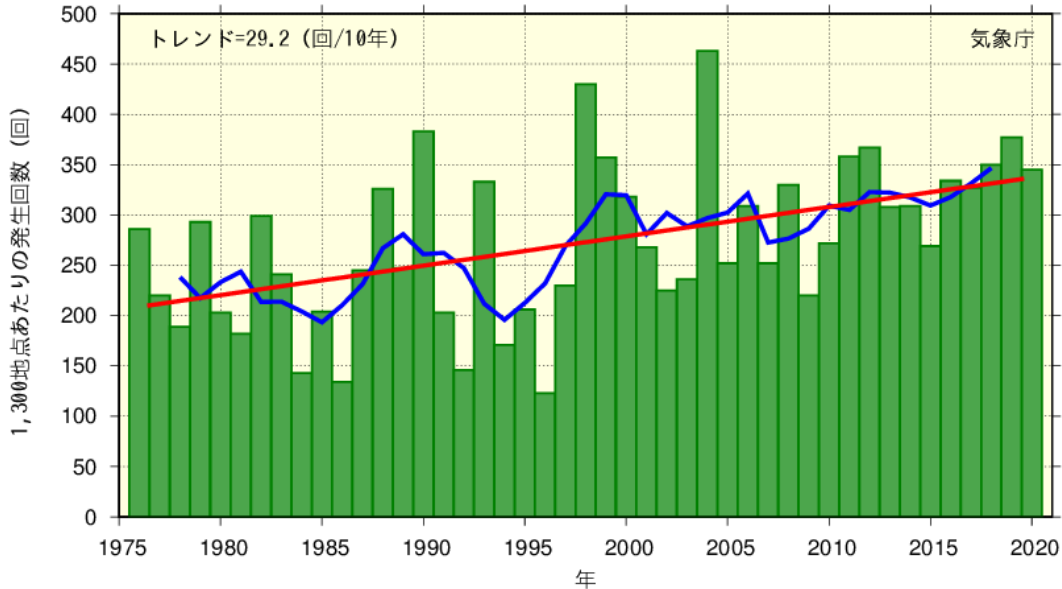
東京の年降水量は年によって増減が大きく、现阶段で顕著な変化傾向は確認できません。



(出典) 気象庁HP (<https://www.data.jma.go.jp/tokyo/shosai/umi/kikouhenka/data/top.html>)

⑥ 全国の短時間豪雨の年間発生回数（統計期間：1976年～2020年）

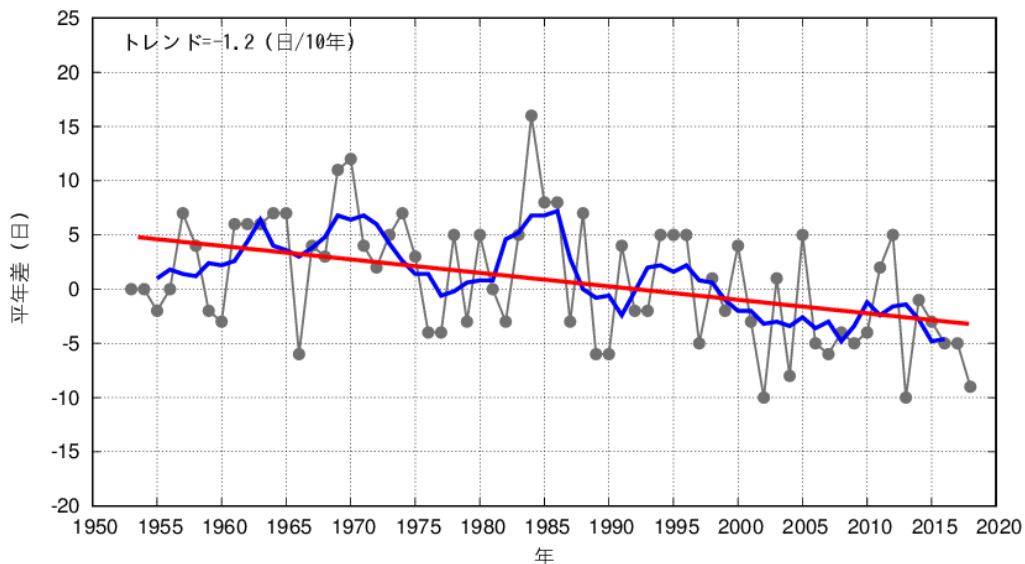
気象庁がまとめた全国 1,300 地点の短時間豪雨（1時間降水量 50 mm以上）発生回数では、最近 10 年間（2011～2020 年）の平均年間発生回数は、統計期間の最初の 10 年間（1976 年～1985 年）の平均年間発生回数と比較し、約 1.5 倍に増加しています。



（出典）気象庁HP (https://www.data.jma.go.jp/cpdinfo/extreme/extreme_p.html)

⑦ 東京のさくらの開花日の平年差（統計期間：1953年～2018年）

さくらの開花日は早期化傾向にあることが確認できます。



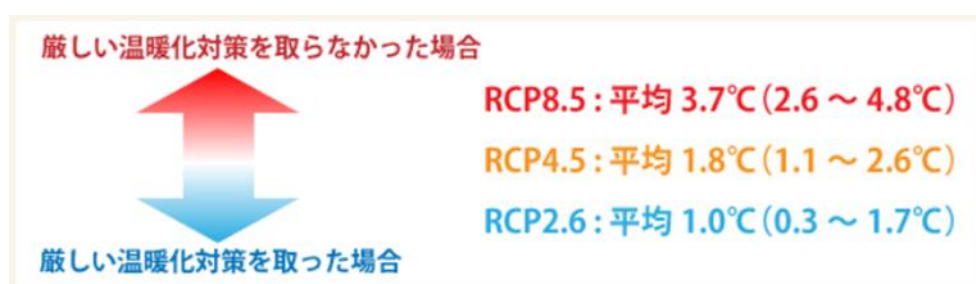
（出典）気象庁HP (<https://www.data.jma.go.jp/tokyo/shosai/umi/kikouhenka/data/top.html>)

(2) 将来予測

将来の気候の長期的な変化傾向については、気候変動に関する政府間パネル (IPCC) *第5次評価報告書で用いられている RCP*シナリオに基づき、気象庁等が資料を公開しています。本項目では、特に大田区において影響が大きいことが予測される項目について示します。

< RCP*シナリオとは >

RCP* (Representative Concentration Pathway : 代表的濃度経路) シナリオとは、政策的な緩和策を前提として、将来の温室効果ガスが安定化する濃度レベルと、そこに至るまでの経路のうち代表的なものを選び作成されたものです。RCP*に続く数値が大きいほど 2100 年における放射強制力 (地球温暖化を引き起こす効果) が大きいことを意味しています。



(出典) 気候変動適応情報プラットフォーム* (<https://adaptation-platform.nies.go.jp/webgis/guide.html>)

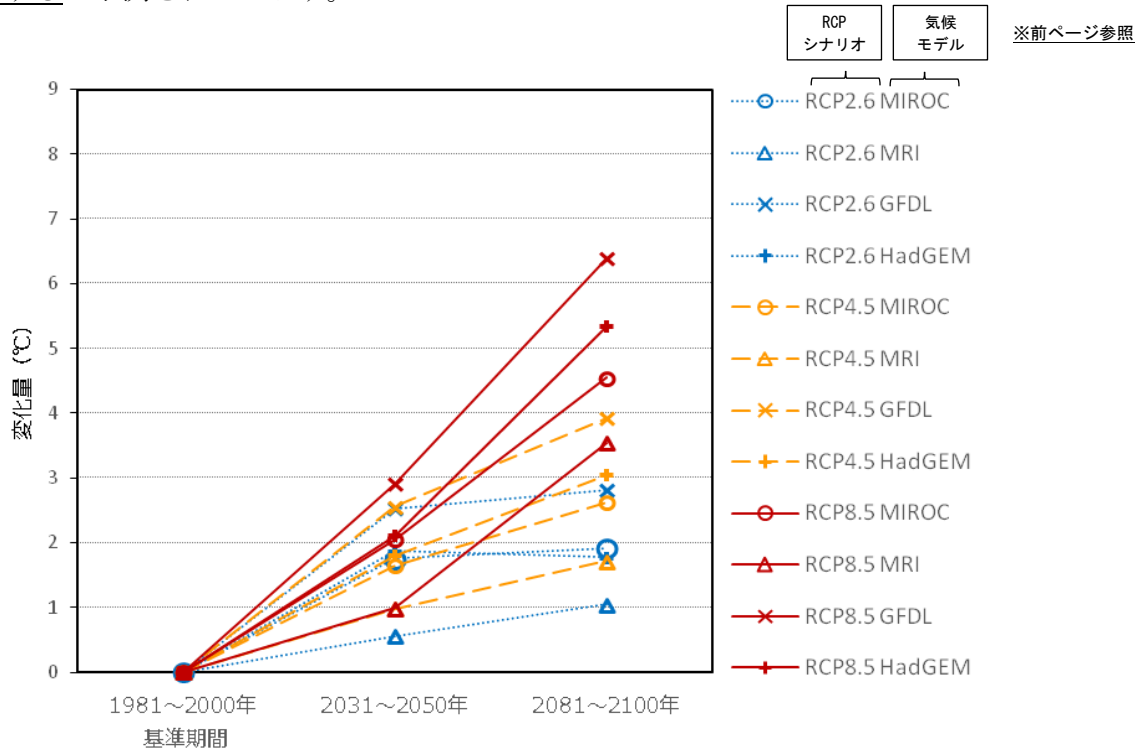
< 気候モデルとは >

気候モデルは、排出シナリオに基づいて、将来の気候をシミュレーションする際に用いられます。環境省環境研究総合推進費 S-8 温暖化影響評価・適応政策に関する総合的研究 (2010～2014) では、CMIP5 と呼ばれるプロジェクトで開発された IPCC 第5次評価報告書に利用された気候モデルから、それぞれに異なる特徴を持つ MIROC5、MRI-CGCM3.0、GFDL CM3、HadGEM2-ES の4つの気候モデルを選択し、その気候予測の結果をまとめています (S8 データ)。

気候モデル	開発機関	特徴
MIROC5	東京大学／国立研究開発法人国立環境研究所 ／国立研究開発法人海洋研究開発機構	日本の研究機関が開発した気候モデルであり、当該モデルを利用して日本を含むアジアの気候やモンスーン、梅雨前線等の再現性や将来変化の研究が実施されている。
MRI-CGCM3.0	気象庁気象研究所	
GFDL CM3	米国 NOAA 地球物理流体力学研究所	日本周辺の年平均気温と降水量の変化の傾向を確認し、そのばらつきの幅を捉えられるように選ばれた気候モデル。
HadGEM2-ES	英国気象庁ハドレーセンター	

① 東京の将来の年平均気温

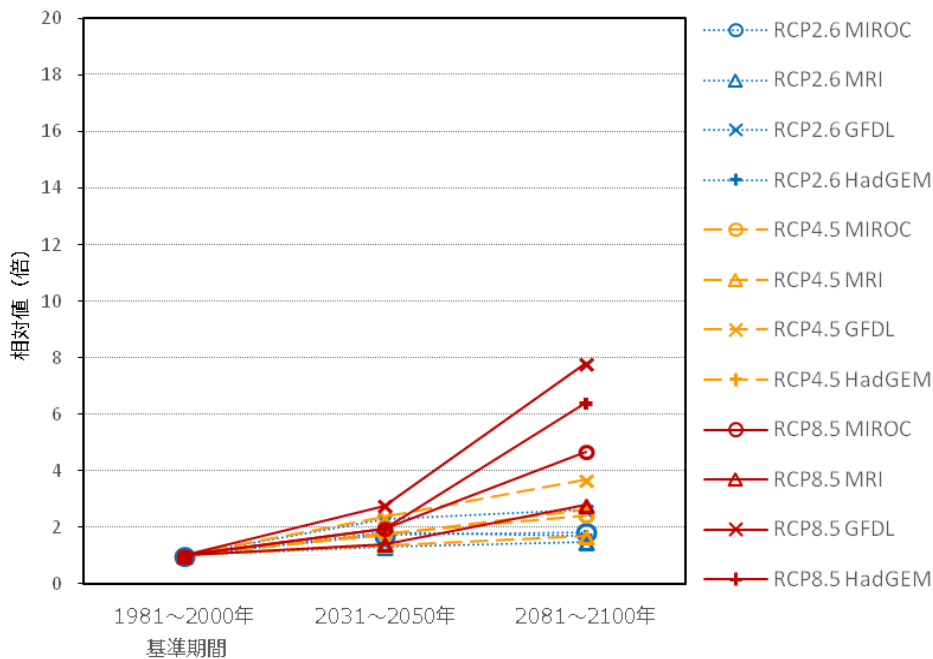
厳しい温暖化対策をとった場合とそうでない場合のいずれのシナリオでも、年平均気温は上昇すると予測されています。



(出典) 気候変動適応情報プラットフォーム* (<https://a-plat.nies.go.jp/webgis/tokyo/index.html>)

② 東京都 熱中症搬送者数

熱中症搬送者数は将来的に最大で約8倍増加すると予測されています。

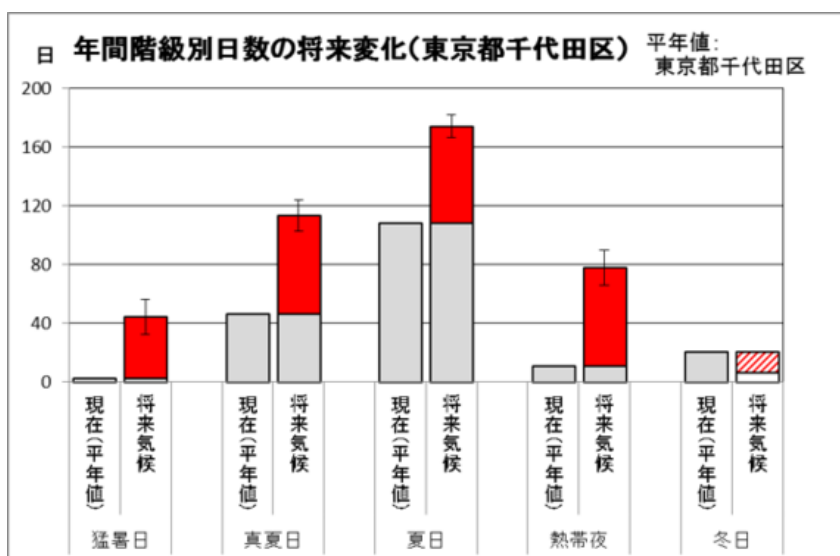


(出典) 気候変動適応情報プラットフォーム* (<https://a-plat.nies.go.jp/webgis/tokyo/index.html>)

<下記、③,④における将来気候・現在気候・平年値について>

将来気候	気候予測モデルによる 21 世紀末（2076～2095 年）における気候予測結果です。
現在気候	気候予測モデルが再現した 20 世紀末（1980～1999 年）の気候です。実際の観測に基づく値とは異なります。
平年値	1981～2010 年までの平年値で、実際の観測に基づく値です。

- ③ 東京都における年間の猛暑日・真夏日・夏日・熱帯夜・冬日日数の将来気候における変化
 猛暑日・真夏日・夏日・熱帯夜の日数については増加すると予測されています。また、冬日の日数は減少していくと予測されています。



<グラフの見方※>

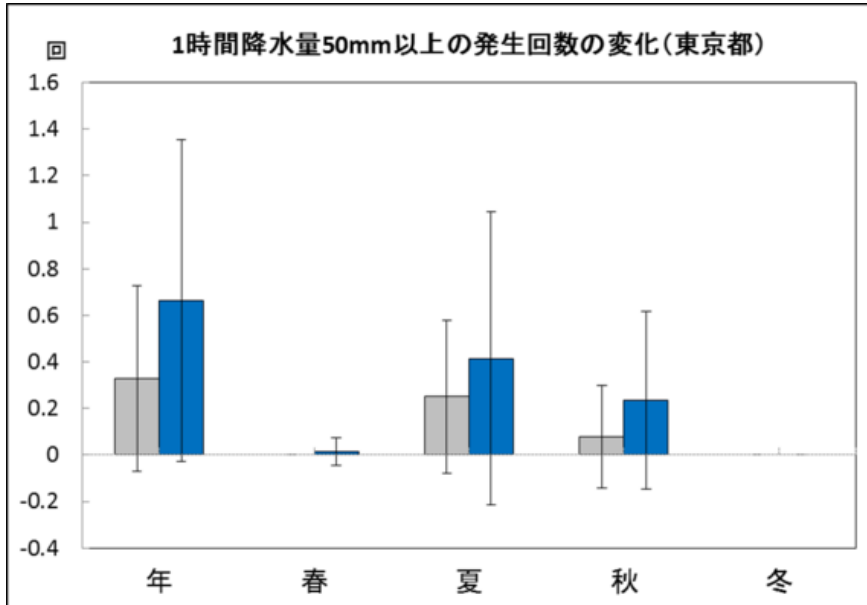


(出典) 東京管区気象台「東京都の 21 世紀末の気候」を元に作成

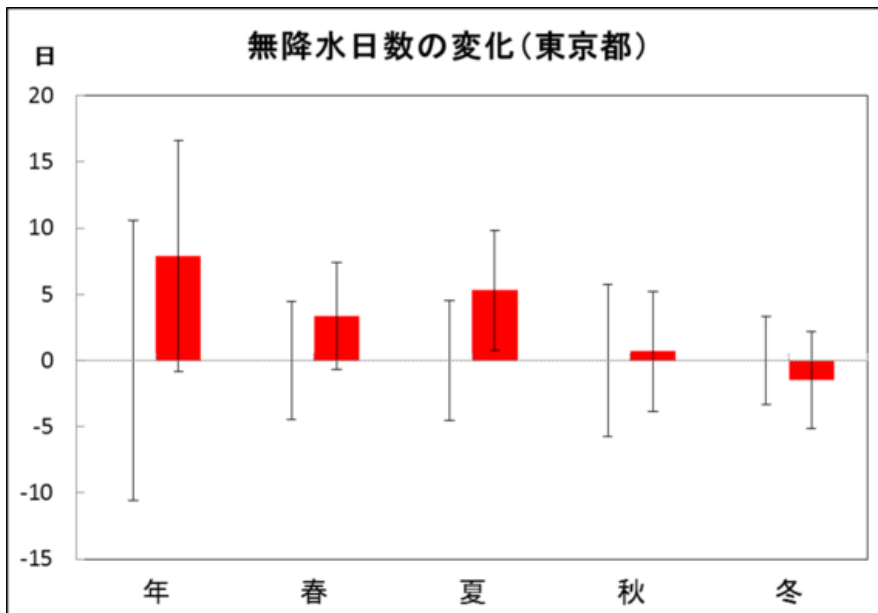
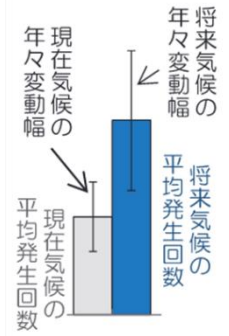
(https://www.data.jma.go.jp/tokyo/shosai/umi/kikouhenka/leaflet2018/pdf/tokyo_12018.pdf)

④ 東京都の短時間強雨・無降水日

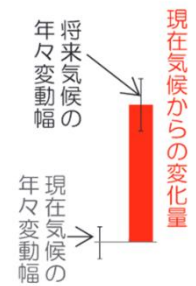
将来気候における東京都の1時間降水量50mm以上の回数は、特に夏季、秋季において増加すると予測されています。また、無降水日数も増加すると予測されています。



<グラフの見方※>



<グラフの見方※>



(出典) 東京管区气象台「東京都の21世紀末の気候」を元に作成

(https://www.data.jma.go.jp/tokyo/shosai/umi/kikouhenka/leaflet2018/pdf/tokyo_12018.pdf)

3 適応方針の基本的な考え方

本方針では、大田区の地域特性や近年の災害の動向、国の気候変動適応計画を踏まえ、次のとおり基本戦略を設定します。区は、これらの基本戦略の下、関係機関や関連部局間で緊密に連携を取りながら、区民の命や財産を守るため、効果的に適応策を推進します。

基本戦略1

気候変動の影響に関する情報の収集

気候変動の影響に関して、科学的知見に基づく最新の情報を常に収集するとともに、大田区が抱える気候変動リスクを分析し、関係機関等と連携しながら適応策の強化・推進を図ります。

基本戦略2

区民・事業者に対するリスクや将来予測に関する情報提供

基本戦略1に基づき収集した情報を整理し、ホームページや講演会、セミナー、環境学習等の普及啓発活動を通じて区民や事業者に対して提供し、リスクを回避する行動を促進するとともに、緩和策の一層の推進に向けた機運醸成を図ります。

基本戦略3

区のあらゆる計画や施策等に適応の視点を盛り込む

気候変動の影響は広範囲に及ぶことから、区の事業計画の策定や見直し時、事務事業の実施に際しては、必要に応じて適応の視点を盛り込み、効果的・効率的に適応策を推進します。

4 大田区における気候変動適応策

本項目では、気候変動影響評価報告書（平成27年3月版及び令和2年12月版）において示された「農業・林業・水産業」、「水環境・水資源」、「自然生態系」、「自然災害・沿岸域」、「健康」、「産業・経済活動」、「国民生活・都市生活」の7つの分野から、大田区の地理的・社会的条件を踏まえて特に関わりの深い「自然災害・沿岸域」、「健康」、「国民生活・都市生活」の3分野における区の適応策を示します。

気候変動影響評価報告書によると、自然災害・沿岸域分野は、影響の範囲が広く、また、影響が発現する可能性が高く、社会・経済・環境への影響の規模及び頻度が増大するため、重大性は「特に重大な影響が認められる」と評価される傾向にあります。

気候変動による健康面への影響としては、真夏日・猛暑日の日数が増加することにより、熱ストレスや、熱中症リスク、暑熱による死亡リスクなどが増加する恐れがあります。また、感染症を媒介する節足動物（蚊など）の分布可能域や、人的被害を及ぼす外来生物の侵入が増加する可能性があります。

国民生活・都市生活への影響としては、短時間強雨や渇水の増加等によりインフラ・ライフラインや、観光業、地場産業等に被害を及ぼす可能性があるほか、生物や植物などの観測や名所等にも影響する可能性があります。また、都市部ではヒートアイランドの影響により、生活の快適さが損なわれる可能性があります。

このような影響を回避、軽減するために、区は以下の施策を推進し、予防策や対応策を講じていきます。

(1) 「自然災害・沿岸域」分野における適応策

大項目	取組の方向性	適応策
河川	災害広報情報の収集及び伝達	➤ 大田区防災ポータルサイト、大田区防災アプリの公開
	災害に強い地域づくりのための情報提供	➤ 災害リスク等を周知する「ハザードマップ*」の作成・周知 ➤ 浸水実績図の公表 ➤ 建築指導に伴う窓口一覧の作成
	地域防災のリスク及び避難行動の必要性の普及啓発	➤ マイ・タイムライン*の普及啓発
	区の流域対策	➤ 雨水浸透ます*設置助成 ➤ 雨水貯留槽*設置助成 ➤ 浸水対策としての河川及び下水道の整備 ➤ 雨水流出抑制のための透水性舗装*、浸透ますの整備、開発事業者への指導
	災害廃棄物等処理への備えの充実	➤ 災害廃棄物等の適正かつ円滑・迅速な処理
山地	がけ・擁壁等の崩壊防止対策	➤ がけ等整備工事助成、所有者に対する改善指導
その他	事業者の適応の推進	➤ BCP*（事業継続計画）の策定支援（大田区簡易版BCP*シートの作成・配布）

(2) 「健康」分野における適応策

暑熱（熱中症・死亡リスク）	熱中症予防・対処法の普及啓発	➤ 熱中症警戒アラートの活用 ➤ 涼み処の開設 ➤ 地域包括支援センターにおける経口補水液の配布 ➤ 民生委員による啓発物品および啓発チラシの配布
感染症	生活環境の衛生の確保	➤ 感染症媒介蚊の発生抑制対策

(3) 「国民生活・都市生活」分野における適応策

都市インフラ・ライフライン	災害に強いまちづくり ※1	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 雨水浸透ます*設置助成 ➤ 雨水貯留槽*設置助成 ➤ 浸水対策としての河川及び下水道の整備 ➤ 雨水流出抑制のための透水性舗装*、浸透ますの整備、開発事業者への指導 ➤ 無電柱化の推進
その他(暑熱による生活への影響等)	ヒートアイランド対策	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 緑のカーテン*講習会 ➤ 緑化助成(屋上・壁面緑化等) ➤ 公共施設の緑化推進(学校緑化等) ➤ 呑川緑道の整備 ➤ クールスポットの整備 ➤ 打ち水の普及促進

※1 「区の流域対策」における適応策と内容重複

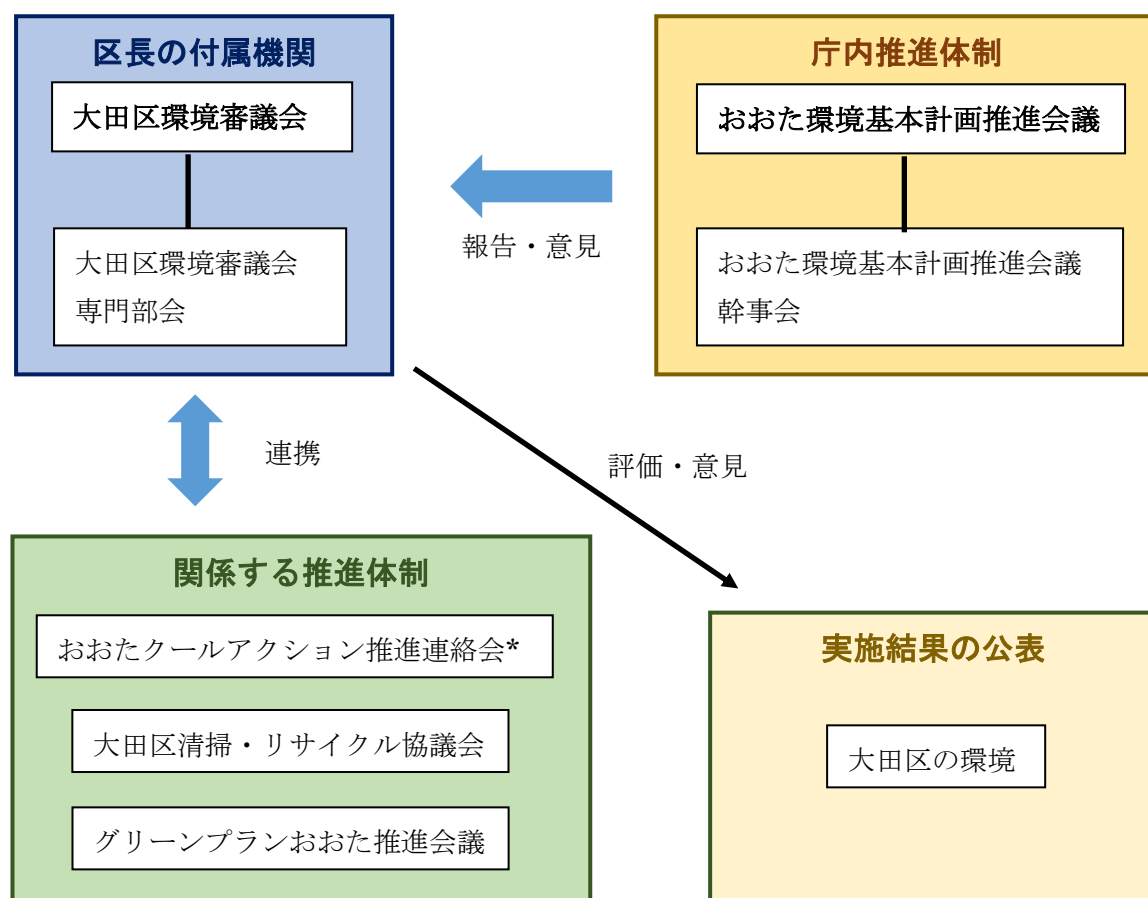
第6章

計画の進行管理

第6章 計画の進行管理

1 計画の推進体制

本計画を着実かつ効果的に推進するため、下図に示すような計画推進体制を整備するとともに、関係機関との連携を図りつつ、区民等、事業者及び区の協働による取組の展開を図っていきます。



(1) 大田区環境審議会の役割

区長の付属機関として環境基本条例に基づき設置され、区長の諮問に応じて、本計画の進捗状況や環境の保全に関する基本的事項について調査審議を行います。

また、専門的かつ効果的な調査検討、評価等を行うため、専門部会を設置します。

(2) 庁内推進体制

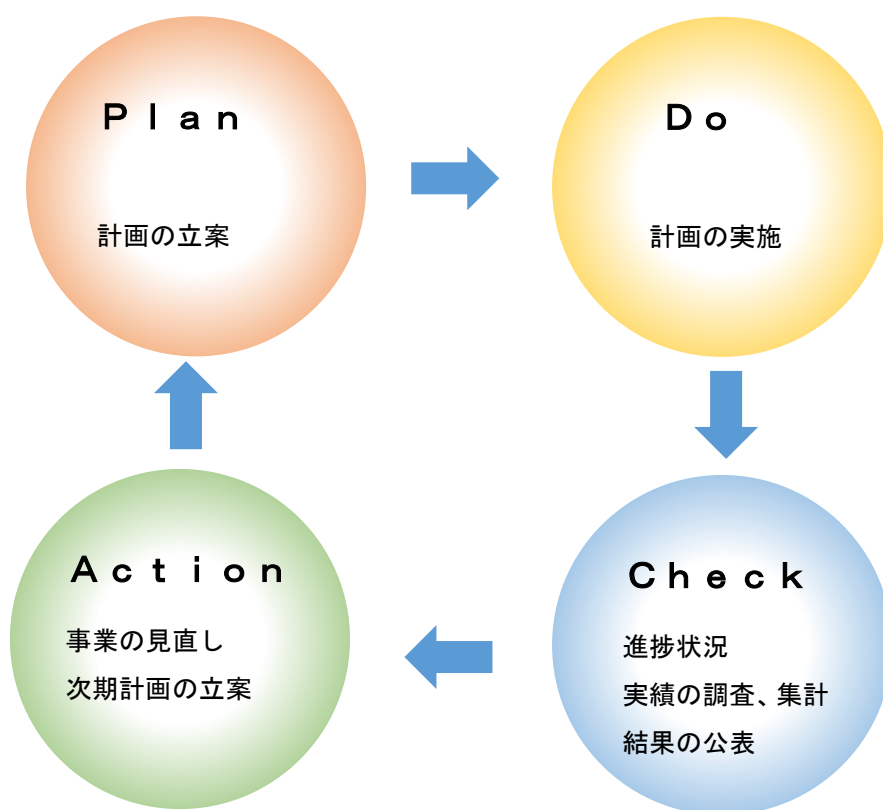
本計画の推進を図るため、区長を会長とした「おおた環境基本計画推進会議」を設置し、庁内関係部局が連携することで、本計画を着実かつ効果的に推進し、進行管理を行います。

2 計画の進行管理

(1) PDCAサイクルによる計画の進行管理

計画の実効性の確保と着実な推進のため、区民等、事業者及び区の協働による効果的な進行管理を行う仕組みが必要です。

本計画は、PDCAサイクルに基づく進行管理システムにより、計画の推進と継続的な改善を図ります。



PDCAサイクルによる計画のイメージ

(2) 進行管理の手順

本計画の進行管理は毎年行うものとし、計画に定める取組の実績、進捗管理について調査・集計するとともに、大田区環境審議会における評価を踏まえ、「大田区の環境」を発行し、区ホームページ等を通じて公表します。

参考資料

資料1 大田区環境基本条例

資料2 計画の作成体制・経過

資料3 用語解説

資料1 大田区環境基本条例

平成22年3月18日

条例第16号

私たちの生活は、これまでに経験したことがないほど豊かで便利になった。一方、経済成長に伴う都市化、生活様式の変化は、自然環境にも大きな影響を加え、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、ヒートアイランド現象などのさまざまな環境問題を引き起こしている。これらの環境に対する負荷の原因は、産業活動から日常生活に至るまで広い範囲にわたっている。特に、人間の活動による二酸化炭素等の温室効果ガスの急激な増加は、地球規模での気候変動を引き起こし、人間の生存基盤である地球環境にも深刻な影響を及ぼしている。

私たちは、日々の営みが環境に大きな負荷を与えていることを自覚し、生活様式及び事業活動のあり方からまちづくりに至るまでを環境保全の視点で見直す必要がある。地域社会のすべての人々が、相互に連携し協力しながら、一人一人の力を「地域力」として結集し、低炭素社会を始め、環境への負荷が少ない社会の実現に向けて積極的に行動しなければならない。その不断の行動により、未来の世代へ継承する良好な環境を育み、地域間交流や国際交流を通じて、環境の尊さを世界に発信する「環境先進都市おおた」を目指して、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全についての基本理念を定め、大田区（以下「区」という。）、区民等及び事業者の役割を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本的な事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって区において良好な環境を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるもの又はそのおそれのあるものをいう。
- (2) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に基づく生活環境への侵害であって、大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下、悪臭等によって、人の生命若しくは健康が損なわれ、又は人の快適な生活が阻害されることをいう。
- (3) 区民等 区の区域内（以下「区内」という。）に住む人、区内で働く人若しくは学ぶ人、区内に一時的に滞在する人又は区内を通過する人をいう。
- (4) 事業者 区内で事業活動（公益的な活動を含む。以下同じ。）を行うすべての団体又は個人をいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全の基本理念は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 区民等が健康で安全かつ快適な生活をおくることができる良好な環境を確保し、これを未来の世代へ継承していくことを目的として行わなければならないこと。
- (2) 人と自然とが共生し、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な地域社会を構築することを目的として行わなければならないこと。
- (3) すべての日常生活及び事業活動において、区、区民等及び事業者が常に相互に連携し、協力し合い、積極的に推進されなければならないこと。

(区の役割)

第4条 区は、環境の保全を図るため、次に掲げる施策を策定し、実施する。

- (1) 地球温暖化の防止及び低炭素社会の実現に関する事。
- (2) ヒートアイランド現象の対策に関する事。
- (3) 公害の防止に関する事。
- (4) みどり及び水辺環境の保護育成に関する事。
- (5) 自然環境及び生物多様性の保全並びに、自然とのふれあいの推進に関する事。
- (6) 資源の循環的な利用及びエネルギーの有効利用に関する事。
- (7) 廃棄物の減量及び適正処理に関する事。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、環境の保全を図るために必要な事項に関する事。

(区民等の役割)

第5条 区民等は、次に掲げる事項に自ら努めなければならない。

- (1) 日常生活において、環境への負荷の低減に係る地球温暖化の防止、公害の防止及び自然環境の保全を図るなど環境の保全に配慮すること。
- (2) 前条の規定により区が実施する環境の保全に関する施策に協力すること。
- (3) 他の区民等及び事業者と相互に協力し、地域の緑化、美化等の環境改善を図ること。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、次に掲げる事項に自ら努めなければならない。

- (1) 事業活動を行うに当たっては、環境への負荷の低減に係る地球温暖化の防止に努めるとともに、その事業活動に伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するため、その責任において必要な措置を講ずること。
- (2) 第4条の規定により区が実施する環境の保全に関する施策に協力すること。
- (3) 事業活動に関し、区又は区民等に対して環境保全に関する情報及び環境への負荷に係る情報を提供すること。

(環境基本計画)

第7条 区は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、大田区環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を定めるものとする。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全に関する目標
- (2) 環境の保全に関する施策の方向
- (3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全に関する重要事項

3 区は、環境基本計画を定めるに当たっては、区民等及び事業者の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

4 前項に定めるもののほか、区は、環境基本計画を定めるに当たっては、第16条の規定により設置する大田区環境審議会の意見をあらかじめ聴かななければならない。

5 区は、環境基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表するものとする。

6 前3項の規定は、当該環境基本計画の変更について準用する。

(区施策と環境基本計画の整合性)

第8条 区は、事務事業を実施するに当たっては、前条の環境基本計画との整合を図るものとする。

(区民等及び事業者に対する要請)

第9条 区は、区民等及び事業者の活動が環境に著しい影響を及ぼすおそれのある場合は、その行為者に対し、環境の保全について適切な配慮がなされるよう要請を行い、報告を求めることができる。

2 前項の要請を受けた者は、速やかに区に報告しなければならない。

(資源の循環的な利用等の推進)

第 10 条 区は、環境への負荷の低減を図るため、区の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たっては、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量に努めなければならない。

2 前項に規定するもののほか、区は、環境への負荷の低減を図るため、区民等及び事業者によるエネルギーの有効利用が促進されるよう必要な支援を行うものとする。

(情報の提供)

第 11 条 区は、環境の保全に関する情報を区民等及び事業者に対し、適切に提供するものとする。

(環境学習の推進)

第 12 条 区は、区民等及び事業者が環境の保全について理解が深められるよう、環境の保全に関する学習の推進に必要な措置を講ずるものとする。

(区民等及び事業者の自発的な活動の促進)

第 13 条 区は、区民等及び事業者が行う自発的な環境の保全に関する活動が促進されるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(監視及び測定等)

第 14 条 区は、環境の状況を的確に把握するために、必要な監視及び測定を実施し、その結果を公表するものとする。

(国、東京都その他地方公共団体等との協力)

第 15 条 区は、環境の保全を図るため広域的な取組を必要とする場合は、国、東京都その他地方公共団体と協力してその取組の推進に努めるものとする。

2 区は、環境の保全を図るため必要がある場合は、大学又は研究機関と協力してその推進に努めるものとする。

(大田区環境審議会)

第 16 条 環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 44 条の規定による区長の附属機関として、大田区環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、区長の諮問に応じて、次に掲げる事項（他の附属機関の権限に属するものを除く。）を調査審議し、区長に対して答申又は提言をするものとする。

(1) 第 7 条の環境基本計画に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、区の環境の保全に関する基本的事項に関すること。

3 審議会は、区民、事業者、学識経験者、区議会議員、関係行政機関職員及び区職員のうちから、区長が委嘱し、又は任命する委員 25 人以内をもって構成する。

4 委員の任期は 2 年以内とし、欠員が生じた場合の補充委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

5 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

(大田区環境公害問題対策会議条例の廃止)

2 大田区環境公害問題対策会議条例（昭和 49 年条例第 17 号）は、廃止する。

資料2 計画の策定体制

(1) 大田区環境審議会委員名簿（令和2年10月1日～令和4年3月31日）

氏名（敬称略、順不同）		区分	現職等
会長	奥 真美	学識経験者	東京都立大学 教授
副会長	島田 正文		日本大学 特任教授
副会長	志々目 友博		中央大学 教授
委員	大門 博	区民	公募区民
委員	田村 昌之		公募区民
委員	長谷川 紀子		公募区民
委員	樋口 幸雄	事業者等 （民間団体 を含む。）	大田区自治会連合会
委員	千葉 茂		東京商工会議所 大田支部
委員	河村 丞		NPO法人 大田・花とみどりのまちづくり
委員	坂野 達郎		おおたクールアクション推進連絡会*
委員	小山 君子		大田区清掃・リサイクル協議会
委員	島田 正文（兼務）		グリーンプランおおた推進会議
委員	海老澤 圭介 （R2.10.1～R3.5.26） 松原 秀典 （R3.5.27～）	区議会 議員	大田区区議会議員 （まちづくり環境委員会委員長）
委員	山田 良司	区職員	産業経済部 部長
委員	齋藤 浩一 （R2.10.1～R3.6.30） 西山 正人 （R3.7.1～）		まちづくり推進部 部長
委員	久保 輝幸		都市基盤整備部 部長
委員	落合 邦男 （R2.10.1～R3.3.31） 中澤 昇 （R3.4.1～）		環境清掃部 部長
委員	玉川 一二 （R2.10.1～R3.6.30） 市野 由香里 （R3.7.1～）		教育総務部 部長

大田区環境審議日程

第1回 令和3年6月3日～6月11日（書面会議）

第2回 令和3年10月22日

第3回 令和3年12月10日

(2) 庁内における策定経過

開催時期	内容
令和3年1月	第1回庁内作業部会
3月	第2回庁内作業部会
6月	大田区職員研修「気候変動適応研修」 第3回庁内作業部会
7月	第1回ほむた環境基本計画推進会議（幹事会） 第1回ほむた環境基本計画推進会議（本国会）
10月	第4回庁内作業部会幹事会
12月	第2回ほむた環境基本計画推進会議（幹事会） 第2回ほむた環境基本計画推進会議（本国会）
令和4年3月	大田区環境アクションプラン策定

(3) 区民意見の募集（パブリックコメント）

- ・期間 令和4年2月●日～令和4年3月●日
- ・概要 「大田区環境アクションプランについて」
意見数 ●件 （●名・●団体）

資料3 用語解説

アルファベット/数字

BCP

事業継続計画のことを言い、災害の発生など、非常事態が発生した際の被害の最小化や、中核となる事業の早期復旧・継続などについてあらかじめ決めておく計画のことです。

G20

日本を含む19ヶ国に加え、欧州連合(EU)の首脳が参加して毎年開催される国際会議のことです。G20の正式名称は「金融・世界経済に関する首脳会合」です。例年、G20の首脳以外にも、招待国の首脳や国際機関の代表などもサミットに参加しています。

RCPシナリオ

国立環境研究所をはじめ日本の研究機関が参加し開発された、新たな気候変動予測シナリオのことです。2006年にIPCCの呼びかけに応じて立ち上げられた統合評価コンソーシアムを中心に作業が行われ、IPCCの第5次評価報告書で用いられました。このシナリオでは、放射強制力の代表的な経路を複数用意し、それぞれの将来の気候を予測するとともに、その放射強制力を実現する多様な社会経済シナリオを策定することにより、その効果や影響を検討することが可能となりました。

ZEB

Net Zero Energy Building(ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)の略称で、「ゼブ」と呼びます。快適な室内環境を実現しながら、

建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物のことです。

ZEH

Net Zero Energy House(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)の略称で、「ゼッチ」と呼びます。「外皮の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支がゼロとすることを目指した住宅」です。

ZEV

Zero Emission Vehicle(ゼロエミッション・ビークル)の略称で、走行時にCO₂等の排出ガスを出さない電気自動車(EV)・プラグインハイブリッド自動車(PHV)・燃料電池車(FCV)を指します。

1.5°C特別報告書

2018年10月に韓国で開かれたIPCC第48回総会で、「政策決定者向け要約(SPM)」が承認されるとともに、報告書本編が受諾された特別報告書のことです。報告書によると、現在のペースで地球温暖化が進めば、早ければ2030年にも世界の平均気温が産業革命前と比べて1.5度上昇する可能性が高いとされています。

3R+Renewable

3Rは、Reduce(リデュース)、

Reuse(リユース)、Recycle(リサイクル)の3つのRの総称です。

Reduce(リデュース)は、製品をつくる時に使う資源の量を少なくすることや廃棄物の発生を抑制すること、Reuse(リユース)は、使用済製品やその部品等を繰り返し使用すること、Recycle(リサイクル)は、廃棄物等を原材料やエネルギー源として有効利用すること、また、Renewableは、再生可能な資源に替えることをいいます。

ア行

雨水浸透施設

雨どいで集めた雨水を浸透ますと浸透トレンチ管(雨水浸透管)で地下にしみ込ませるものです。地下水や環境の保全にも役立ちます。

雨水浸透ます

雨水を地下に浸透しやすくする施設のことです。底面に碎石を充填し、集中した雨水をその底面から地中に浸透させる樹のことです。

雨水貯留槽

屋根に降った雨水を一時的に貯めるタンクです。植木や庭への散水、夏場の打ち水にも利用でき、環境にもやさしい設備です。

越流水

雨天時・融雪時に、合流式下水道において、雨水吐き口や雨水ポンプ場などから越流した、降雨により希釈された未処理の下水のことです。

大阪ブルー・オーシャン・ビジョン

2019年6月に開催されたG20大阪サミットにおいて提案されたビジョンで、日本は2050年までに海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロにまで削減することを目指すことを提案し、首脳間で共有されました。他国や国際機関等にもビジョンの共有を呼びかけ、2021年5月現在、87の国と地域が共有しています。

おおたクールアクション推進連絡会

区民運動「おおたクールアクション」を推進するためのプラットフォームとなる組織として、2020年8月に区民運動に賛同する事業者・団体が立ち上げた任意団体です。

賛同団体は、自らの事業で排出する二酸化炭素の削減を図るとともに、取組の共有、発信を通じて区民運動の拡大を目指します。

カ行

カーボンニュートラル

温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させることを意味します。2020年10月、政府は2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、カーボンニュートラルを目指すことを宣言しました。

「排出を全体としてゼロ」というのは、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、植林、森林管理などによる「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすることを意味しています。

カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略

「2050年カーボンニュートラル」という高い目標のもと、民間企業の大胆なイノベーションを促し、新しい時代に向けた挑戦を応援するために2020年12月に策定された成長戦略のことです。国として具体的な見通しや高い目標を掲げることで、カーボンニュートラルの実現に向けたイノベーションを起し、日本の次なる成長の源泉となる。こうした「経済と環境の好循環」をつくっていくことが、この戦略策定の狙いとされています。

海洋プラスチック

私たちの普段の生活や経済活動から海に流れ着いたり、直接海や川に捨てられたりして、最終的に海洋を漂うプラスチックごみのことを指します。プラスチック製品は丈夫で長持ちするために、一度海に流れついてしまうとほとんど分解されることがなく、海洋生物の生態系や私たちの生活への悪影響が懸念されています。

気候変動適応情報プラットフォーム（A-PLAT）

国立環境研究所を事務局として平成28年8月に立ち上げられた、地方公共団地、事業者、国民などの各主体の気候変動適応の取組を支える情報基盤です。情報の提供、適応の行動を支援するツールの開発・提供、優良事例の収集・整理・提供などを行っています。

気候変動に関する政府間パネル（IPCC）

世界気象機関（WMO）及び国連環

境計画（UNEP）により1988年に設立された政府間組織で、2021年8月現在、195の国と地域が参加しています。IPCCの目的は、各国政府の気候変動に関する政策に科学的な基礎を与えることです。世界中の科学者の協力の下、出版された文献（科学誌に掲載された論文等）に基づいて定期的に報告書を作成し、気候変動に関する最新の科学的知見の評価を提供しています。

区民運動「おおたクールアクション」

2020年にパリ協定の運用開始とあわせスタートした区民運動です。

一人ひとりが地球温暖化の問題を「自分ごと」として捉え、解決のための行動と対策を実践することで、二酸化炭素の削減を目指します。

グリーン購入

製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入することです。

光化学オキシダントと光化学スモッグ

大気中の窒素酸化物や炭化水素が、紫外線によって複雑な光化学反応を起こしてつくられるオゾン等の酸化性物質の総称を光化学オキシダントといいます。光化学オキシダントによる大気汚染は光化学スモッグといわれ、目がチカチカするといった人体的影響のほか、植物の葉の組織を破壊するなどの影響が指摘されています。

公共溝渠

給排水を目的として造られた水路のうち溝状のもので、護岸などの附属施設を含め、一般公共の用に供されているものです。

サ行

サーキュラーエコノミー

製品、素材、資源の価値を可能な限り長く保全・維持し、生産と消費における資源の効率的な利用を促進することによって資源利用に伴う環境影響を低減し、廃棄物の発生ならびに有害物質の環境中への放出を最小限にする経済システムのことを言います。

サーマルリサイクル

廃棄物を燃焼させることにより、焼却の際に発生する熱エネルギーを回収して利用することです。

再生可能エネルギー

自然界の中から繰り返し取り出すことのできるエネルギー（自然エネルギー）のことで、石油、石炭などの化石エネルギーと異なり二酸化炭素を排出しないため、クリーンなエネルギーです。具体的には、「エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（エネルギー供給構造高度化法）」において、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱その他の自然界に存する熱、及びバイオマスが再生可能エネルギー源として規定されています。

桜のプロムナード

みどりの総量を把握する方法のひとつで、航空写真等によって上空から見た時のみどりに覆わ

れている面積の割合のことです。森林・樹林地のほか、草地や農地、公園や道路、学校などの公共公益施設のみどり、住宅、工場などの民有地のみどり等が含まれます。

持続可能な開発目標（SDGs）

持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）とは、2001年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っています。

食品ロス

本来食べられるにも関わらず廃棄されている食品のことで、その量は日本全体で一年間におよそ570万トンとされています。（令和元年度推計値/農林水産省・環境省発表）。一方で、国連WFPによる世界全体の食糧援助量は約420万トン（2019年）であり、食品ロスは世界全体の食糧援助量をはるかに超える量となっています。

生態的ポテンシャル

ある環境が生態的にみて本来生息可能な種数や個体数などの可能性として持っている能力、潜在的な力のことをいいます。

生物多様性

生きものたちの豊かな個性とつ

ながりのことを言います。地球上の生きものは40億年という長い歴史の中で、さまざまな環境に適応して進化し、3,000万種ともいわれる多様な生きものが生まれました。これらの生命は一つひとつに個性があり、全て直接に、間接的に支えあって生きています。生物多様性条約では、生態系の多様性・種の多様性・遺伝子の多様性という3つのレベルで多様性があるとしています。

ゼロエミッション

あらゆる廃棄物や原材料などを有効活用することにより、人間の活動から発生する排出物を限りなくゼロにすることで、1994年に国際連合大学が提唱した考え方です。エミッションとは「排出」を指します。

夕行

脱炭素社会

人の活動に伴って発生する温室効果ガスの排出量と吸収作用の保全及び強化により吸収される温室効果ガスの吸収量との間の均衡が保たれた社会をいう。

食べきり応援団

大田区の取組として、区内で、小盛メニューや量り売り等の実施により食品ロス削減に取り組む飲食店、宿泊施設、食料品取扱事業者等を「大田区食べきり応援団」として登録しています。その取組を区として支援、PRすることにより、事業者及び消費者への食品ロス削減に対する意識啓発を促す一策としています。

地域気候変動適応計画

気候変動適応法において策定が努力義務とされている、都道府県や区市町村等が主体となって、その区域における自然的、経済的、社会的状況に応じた気候変動適応に関する施策を推進するための計画を指します。

地域循環共生圏

2018年4月に閣議決定した第五次環境基本計画において提唱された、各地域が美しい自然景観等の地域資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合うことにより、地域の活力が最大限に発揮されることを目指す考え方です。

地域脱炭素ロードマップ

2021年6月に国・地方脱炭素会議において策定された地域課題を解決し、地域の魅力と質を向上させる地方創生に資する脱炭素に国全体で取り組み、さらに世界へと広げるために、特に2030年までに集中して行う取組・施策を中心に、地域の成長戦略ともなる地域脱炭素の行程と具体策を示すロードマップのことです。全国各地域の関係者が、社会経済上の課題を解決するためにより良い地域づくりに努力している中で、脱炭素の要素も加えた地域の未来像を描き、協力して行動することで、地域が主役となって強靱な活力ある地域社会への移行を目指しています。

透水性舗装

水の浸透能力のある舗装のことで、普通の舗装より雨水が舗装

の表面を流れずに地下へ浸透しやすくなり、雨水の流出抑制や地下水のかん養などの効果があります。

特定外来生物

外来生物(海外起源の外来種)のうち生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及ぼす恐れがある生物で、156種が指定されています(令和3年8月現在)。飼養、栽培、保管、運搬、輸入といった取扱いを「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(外来生物法)」で規制されています。

八行

ハザードマップ

一般的に「自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所・避難経路などの防災関係施設的位置などを表示した地図」とされています。防災マップ、被害予測図、被害想定図、アボイド(回避)マップ、リスクマップなどと呼ばれているものもあります。

パリ協定

2015年12月にフランス・パリで開催された国連気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)にて採択された、2020年以降の地球温暖化対策の国際的な枠組みのことです。

ビオトープ

ドイツ語で生物を意味する「ビオ(Bio)」と場所を示す「トープ(Tope)」の合成語のことです。本来は1つの生物種にとって必要な空間のまとまりを意味しますが、現在では元来そこにあっ

た自然風景、生態系を回復・保全した区域を含めます。

マ行

マイ・タイムライン

台風や大雨等の風水害に対する事前の準備や行動を時系列に整理した自分自身の避難計画です。一人一人の家族構成や生活環境に合わせて、「いつ」、「誰が」、「何をするのか」をあらかじめ決めておくことで、災害の危険が迫ってきたときに落ち着いて避難行動をとることが期待できます。

緑のカーテン

ツル性の植物を、窓の外や壁面に張ったネットなどに這わせて、カーテンのように覆ったものを「緑のカーテン」といい、自然の力を利用した夏場の省エネルギー対策としても活用されています。

